

**みえ子どもスマイルレポート<令和2年度(2020年度)版>
~「三重県子ども条例」および「希望がかなうみえ 子どもスマイル
プラン」に基づく施策の実施状況について~
(案)**

令和2年(2020年)6月

三 重 県

目 次

はじめに	・・・ 1
1 子ども条例に基づく施策の実施状況	・・・ 3
2 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく施策の実施状況	・・・ 10
別表 令和元年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧	・・・ 61

はじめに

令和元年の合計特殊出生率（出生数等を含む）が発表されましたら、内容を更新します。

厚生労働省の推計では、令和元年の日本人の出生数は 86 万 4 千人で、統計を取り始めて以来初めて 90 万人を割る見込みです。死亡者数から出生数を差し引いた人口の自然減の推計は 50 万人を超え、少子化および人口減少が深刻です。

三重県においても、平成 30（2018）年の合計特殊出生率（概数）は 3 年ぶりに増加したものの、出生数は減少しており、少子化に歯止めがかかっていません。今後 20 代、30 代となる人の数を考えると、大幅な出生率の上昇がない限り、出生数はさらに減少することが見込まれます。

また、家族のあり方が多様化している中で、子どもを取り巻く環境は複雑化しており、子どもに関わるさまざまな問題が顕在化しています。

県では平成 23（2011）年 4 月に、「子どもの権利条約」の理念にのっとり、「子どもの権利が尊重される社会」の実現をめざすため、「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

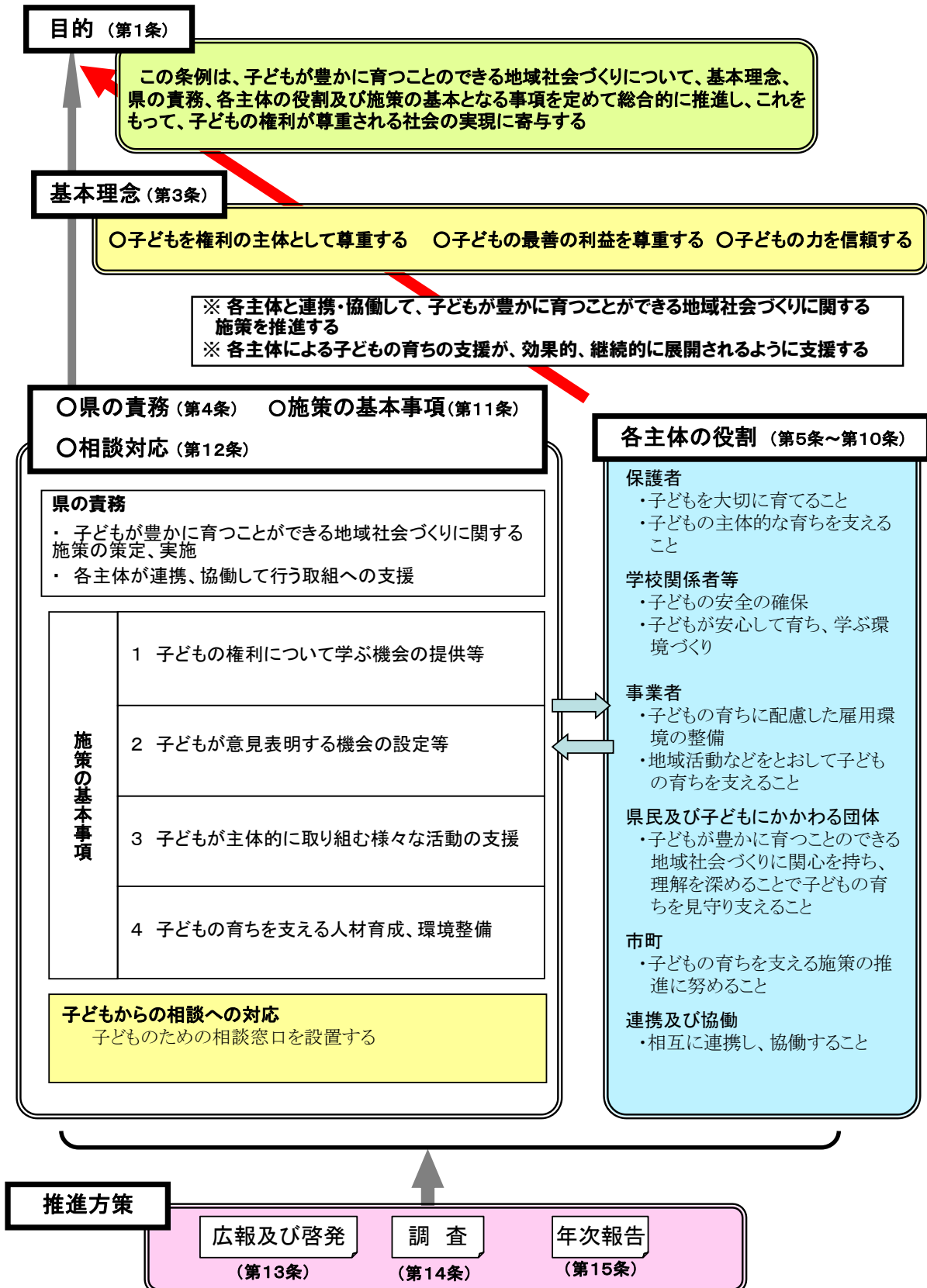
条例では、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利や自ら育つ力と多くの可能性があるとしたうえで、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」を進めるため、「子どもを権利の主体として尊重する」「子どもの最善の利益を尊重する」「子どもの力を信頼する」の 3 つを基本理念とするとともに、県の責務や子どもに関わるさまざまな主体の役割を明らかにしました。

このような中、平成 26（2014）年度には少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけるとともに、条例の基本理念もふまえ、少子化対策計画をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（平成 27（2015）年度～令和元（2019）年度）を策定し、めざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」に向けて、ライフステージごとに切れ目のない取組を進めてきたところです。

また、令和元（2019）年度には、これまでの取組の成果と課題や子どもや子育てを取り巻く環境の変化をふまえ、令和 2（2020）年度からの計画として「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定しました。第二期プランでは、人と人との結びつき、つながりである「縁」を大切にし、子どもや子育て環境を支援するうえで、「縁を育む、縁で支える」こと、そのことでこれまでの「協創」の取組を一層実りあるものにしていくことを基本的な考え方としています。

この報告は、今後の施策へ反映するため、条例第 15 条の規定および「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」にかかる年次報告として、令和元（2019）年度の少子化対策や子ども・子育て施策に関する取組状況をまとめたものです。

「三重県子ども条例」の構成



1 子ども条例に基づく施策の実施状況

(1) 子ども条例に基づく施策と課題

1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つを子どもの権利の柱としています。「三重県子ども条例」は、この条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして制定したもので、平成23年4月1日の施行から9年が経過しました。その間、県では同条例に基づいて、保護者、学校関係者、企業等の事業者、県民、市町などさまざまな主体と連携・協働して施策を展開してきました。しかしながら、この9年間でめざした社会の実現に近づいたとは言い難いのが現状です。

例えば児童虐待の相談対応件数を見てみると、平成23年度の930件から平成30年度では2,074件へと2倍以上に増加しています。相談対応件数の増加は必ずしも虐待件数の増加を意味しませんが、「生きる権利」「守られる権利」を守られていない子どもが多く存在しているのは確かです。

また、日本の子どもの貧困率は平成27年度時点で13.9%に上っています。こうした貧困下にある子どもたちの中には1日3回の食事ができない子どももいるなど、「育つ権利」を保障されているとは言い難い状況にあります。

「子どもの権利条約」では、子どもを、権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。これらの権利は、子どもが生まれながらにして持っている権利であり、何らかの義務や責任と引き換えに保証されるものではありません。

しかし、これらのことは広く県民に理解されているわけではありません。

令和元年度のe-モニターでのアンケートでは、「三重県子ども条例」について、名前だけでなく内容を知っている方が2.6%、名前だけは知っている方が29.5%、逆に全く知らない方が約67.9%となっており、前年度に比べ認知度の大幅な低下がみられます。

まずは、県民の方に条例と子どもの持つ権利について知って、理解していただくことが、子どもの権利を守るために必要となっており、大きな課題となっています。

令和3年度には条例の施行から10年の節目を迎えることを契機と捉え、あらためてこの条例の周知に取り組みます。

(認知度の推移：e-モニターアンケート)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認 知 度	32.4%	28.6%	29.9%	41.8%	32.1%

※回答のうち、「名前も内容も知っている」または「名前だけは知っている」と回答した人の割合

(2) 子ども条例に基づく令和元年度の取組

「三重県子ども条例」では、第11条から第14条において、県の施策の基本となる事項や相談への対応、広報及び啓発、調査を県が行うことを定めています。以下に、各条項に基づく令和元年度の取組をまとめました。

① 第11条に基づく施策の基本となる事項の取組

条例第11条では、1号から4号に掲げる4つの事項を県の施策の基本となる事項と定めています。各号に定める基本事項に沿って各部局で取組を実施しており、それをまとめたものが巻末の別表となります。各号の内容と、子ども・福祉部の取組を中心にまとめた主な取組は次のとおりです。

【1号】子どもの権利について学ぶ機会の提供等

「子どもの権利条約」の4つの柱となっている権利の「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」は、子どもが生まれながらに持っている権利です。「三重県子ども条例」も、同じ考えに立って制定しています。

子どもは、自分の持つ権利について知り、自分自身が大切にされるべき存在であることを知ることで、他人の権利を尊重し、社会のルールや決まりを守ることを理解します。

また、これらの子どもの権利が守られるためには、子どもが権利を有する一人の独立した人格であるということを大人も理解する必要があります。

このため、子どもの権利について子どもも大人も知っていただけるように取り組んでいく必要があります。

令和3年度には条例の施行から10年の節目を迎えることを契機と捉え、あらためてこの条例の周知に取り組みます。

【令和元年度の主な取組】

◎「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施（子ども・福祉部 少子化対策課）

令和元年は、国連で「子どもの権利条約」が採択されて30年、日本が批准して25年の節目の年に当たりました。この間、国内で子どもの権利について定めた条例を制定する自治体が少しずつ増加しています。

そこで、東海地域の自治体の子ども行政担当職員や学識経験者で構成する「東海地区子ども条例ネットワーク」と共催で、子どもと関わる人の理解を深めるために「子ども条例講演会」を開催しました。子どもの権利条約総合研究所の所長で山梨学院大学教授の荒牧重人氏から「『子ども条例』制定・実施の現状と展望」と題して講演をいただくとともに、関係者によるパネルディスカッションにより理解を深めました。

また、さまざまな啓発イベントなどで「三重県子ども条例」の周知に努めるとともに、条例について「みえ出前トーク」のテーマに設定し、希望があれば県民の集会などに出向いて説明するようにしました。

◎「子どもの権利ノート」の配布（子ども・福祉部 子育て支援課）

さまざまな事情により児童養護施設に入所することになる子どもは毎年いますが、そうした子どもたちは施設での生活に不安を抱えています。施設ではどんな生活を送ることになるのか、自分の意見を言ってもいいのか、いじめや体罰はないのかなど、心配なことが多くあります。

そこで、新しく児童養護施設に入所する子どもに対して、施設での生活がどのようなものかを知り、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるよう「子どもの権利ノート」を配布しました。このノートでは施設での生活や決まり、自分の持つ権利について記載されているほか、話し合ったこと、相談したことが書き加えられるようになっていきます。（令和元年度の配布人数 101 人）

【2号】子どもが意見表明する機会の設定等

子どもにもさまざまな思いがあり、それぞれの意見があります。そうした思いや意見を表すこと、表した思いなどが尊重されることは子どもの大切な権利です。参政権のない子どもは、選挙を通じて意思表示をすることができません。意見表明の機会を積極的に設けることで、子どもの社会参加が促されることにつながります。

今後も、子どもが意見を表明する機会を設定するとともに、表明された意見を尊重し、事業に反映するよう全庁的に進めていきます。

【令和元年度の主な取組】

◎キッズ・モニターアンケートの実施（子ども・福祉部 子ども・福祉総務課）

県のさまざまな施策について、子どもの意見を集めるために、平成 21 年度からインターネットを使ったアンケートに答えていただく「キッズ・モニター」を募集・登録しています。

参加いただいているのは、県内に在住または在学している小学校 4 年生から高校 3 年生までの方で、令和元年 7 月現在で 535 名の方に登録いただいています。

令和元年度には「みえの食のすばらしさや魅力、職関連産業について」「いまの幸せと愛情及びインターネットの利用について」など多岐にわたる 8 つの項目についてアンケートに答えていただき、施策実施にあたっての参考としました。

◎みえの地物が一番！ 朝食メニューコンクール（教育委員会事務局 保健体育課）

「早寝・早起き・朝ごはん」や十分な睡眠時間の確保などの規則正しい生活は、子どもの健やかな成長に欠かすことのできないものです。しかし、ゲームや SNS に夢中になるなどして就寝が遅れ、結果早起きができずに朝食抜きになるなど生活リズムが乱れがちとなる子どももいます。

子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けてもらうことなどを目的に「みえの地物が一番！ 朝食メニューコンクール」を、小学校 5、6 年生と中学生を対象に実施しました。小学生の部では 1,092 作品、中学生の部では 4,756 作品の応募がありました。

【3号】子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援

子どもが自ら考える力や、思いや夢を実現していく力を身につけ、発揮して成長していくことは、子どもの「育つ権利」を実現することにつながります。そのためには、子どもを取り巻く地域のさまざまな主体の支援が必要となってきます。

今後は、これまで実施してきた「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」の取組に、「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員をはじめとして、より多くの企業、団体など地域の方の応援を得られるよう取組を展開していきます。

【令和元年度の主な取組】

◎みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト（子ども・福祉部 少子化対策課）

条例の趣旨に沿って、子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む活動を応援することを目的に、平成30年度からこのプロジェクトを始めました。

令和元年度には23件の応募があり、企業、団体、大学生メンター、学識経験者などによる最終審査の結果5件の夢を採択し、その実現に向けた取組を「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員の方とともに応援しました。環境問題への深い関心を持ち、その解決に向けた研究を行いたい、エンターテインメントの殿堂であるニューヨークのアポロシアターでダンスを踊りたいなど、大きな夢が寄せられました。

今後は、「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員をはじめとして、より多くの企業、団体など地域の方の応援を得られるよう取組を展開していきます。

◎高校生フェスティバル（教育委員会事務局 高校教育課）

本県の高校生のべ約4,000人が参加し、日ごろの学習や文化活動の成果を発表する「高校生フェスティバル」を実施しました。この中では「彩れ！～私達が描く新時代」をテーマに写真、書道、美術工芸などの作品展示や吹奏楽等の舞台発表を行う「みえ高文祭」、専門学科、総合学科、特別支援学校に学ぶ生徒の実習作品の展示・実演・即売を行う「三重県立高等学校産業教育フェア」、定時制・通信制に学ぶ生徒の代表が生活体験を発表する「三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会」、定時制・通信制に学ぶ生徒の絵画、書道、工芸、陶芸などの文化作品の展示を行う「三重県高等学校定時制通信制生徒文化作品展」などを行いました。

【4号】子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

「三重県子ども条例」では、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むこと」の決意が前文で宣言されています。また、それを受けて第4条で、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定、実施や、県民の皆さんが連携・協働して行う取組への支援を行うことが県の責務として定められています。

地域の中で子どもの育ちを支える人材の養成を行ったり、企業、団体などさまざまな主体と連携して、地域の中で子どもの育ちを支えるという気運づくりを行う必要が

あります。

今後は、「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員をはじめとして、より多くの企業、団体など地域の方の応援を得られるよう取組を展開していきます。

なお、子どものための相談電話を県が設置することを第12条で定めていますが、同条を根拠とする以外にも多くの相談窓口を設けて子どもの悩みなどに対応しています。これらの取組については第4号の対象を広く捉えて環境の整備に含めて整理していません。

【令和元年度の主な取組】

◎みえ次世代育成応援ネットワークと連携した活動（子ども・福祉部 少子化対策課）

子どもの育ちや子育て家庭を応援しようという趣旨に賛同する1,500以上の企業・団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりをめざして取り組みました。

10月5日に開催した「子ども応援！ わくわくフェスタ」では、「子どもが主役、子どもがつくる」というコンセプトのもと、子どもがスタッフとなって来場者をもてなす取組や、e-スポーツの大会などを行い、来場した子ども・子育て家庭に向けて「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動について情報発信を行いました。

また、「みえの子ども応援プロジェクト」として、ネットワーク会員の方から人、場所、資金などの提供をいただき、「子ども応援！ わくわくフェスタ」をはじめとする子どもの育ちを応援する取組に活用させていただきました。

◎家庭教育応援の取組（子ども・福祉部 少子化対策課）

家庭の小規模化や地域のつながりの希薄化といった流れの中で、子育てに悩みや不安を抱える保護者が増加していることをふまえ、平成28年度に「みえ家庭教育応援プラン」を策定し、市町や庁内関係部局が連携して家庭教育の応援に取り組んでいます。

その取組の中で、地域で子育て家庭の支援に関心や意欲のある方などを対象とした人材養成講座を行いました。今後は、市町と連携しながら養成した人材の活動を支援する取組を進めます。

②第12条に基づく子どもからの相談への対応の取組

条例第12条では、県が子どものための相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応することを定めています。この窓口は、虐待・いじめ等から子どもを守る役割を果たすだけでなく、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子ども自身が解決に向かうよう支える役割があります。

また、条例第12条に基づき子ども・福祉部で設置している「こどもほっとダイヤル」以外にも、県教育委員会ではいじめを対象にした「いじめ相談電話」やSNSを活用した相談、体罰に関する電話相談、教育相談などを、県警察本部では「少年相談110番」を設置しており、こうした関係機関とは定期的に連絡会議を開催するなどして連携を図っています。

【令和元年度の取組】

◎子ども専用電話相談の運営（子ども・福祉部 少子化対策課）

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力で解決していくことができるように支えました。虐待やいじめなど子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。

- ・フリーダイヤル
- ・相談時間：年末年始を除く毎日 13：00～21：30
- ・相談件数：1,642 件（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

③第 13 条に基づく県民の関心および理解の向上や県民の活動促進のための広報および啓発の取組

条例第 13 条では、子どもの育ちについて県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するために必要な広報および啓発を行うことを定めています。

e-モニターアンケートの結果では、7 割前後の県民が子ども条例を全く知らないと答えていることから、これまでの広報が成功しているとは言い難く、理解が一層広がるような広報・啓発が課題となっています。

令和 3 年度には条例の施行から 10 年の節目を迎えることを契機と捉え、あらためてこの条例の周知に取り組みます。

【令和元年度の取組】

◎「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施（子ども・福祉部 少子化対策課）【再掲（第 11 条第 1 号の取組）】

④第 14 条に基づく子どもの生活実態や意識に関する調査・公表の取組

条例第 14 条では、子どもの生活に関する意識、実態等について必要な調査を行うとともに、県の施策の実施状況について評価し、報告をまとめ、その結果を公表することを定めています。まとめた報告は施策への反映に努めることとしており、こうした一連の事務を通じて、より子どもの実態に沿った、必要な施策となるようブラッシュアップしていく必要があります。

子ども・福祉部では、2、3 年ごとに、子どもの生活に関する意識や実態等に関する調査を実施しています。直近では平成 30 年度に、小学 5 年生、中学 2 年生、高校 2 年生と、小学生、中学生の保護者、県民を対象に調査を行い、その結果を「みえの子ども白書 2019」としてまとめました。

また、第二期三重県子どもの貧困対策計画および第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の策定にあたり「三重県子どもの生活実態調査アンケート」を実施しており、これら子ども・福祉部で実施している調査の外に「みえ県民意識調査」の結果なども加

えて、子どもの生活実態や意識の把握を行っているところです。

令和元年度には、これらの調査結果をふまえたうえで「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像と位置づけた「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定しました。

2 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく施策の実施状況

県では、三重県子ども条例の基本理念もふまえ、平成26年度に少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（平成27年度～令和元年度）を策定しました。同プランでは、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、2つの総合目標と14の重点的な取組に数値目標を設定し、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議との連携も図りながら、少子化対策を進めるための気運の醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージごとに切れ目のない取組を進めました。

令和2年度からの5年間は、令和元年度に策定した「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、少子化対策や子ども・子育て施策に取り組んでいきます。

(1) ライフステージごとの主な取組状況と今後の取組方向

子ども・思春期

三重県子ども条例の基本理念である「子どもを権利の主体として尊重すること」をふまえ、子どもからの相談を受け付ける「こどもほっとダイヤル」を運営し、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら解決をめざすとともに、子どもたちの意見をさまざまな施策に反映するため、「キッズ・モニター」によるアンケート調査を実施しました。また、子どもが夢を実現するために主体的に取り組む活動を支援する「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」に取り組みました。引き続き、子ども条例に基づくこれらの取組を継続し、子どもの豊かな育ちを支援する必要があります。

有害情報の氾濫やインターネット上でのトラブルの増加をふまえ、三重県青少年健全育成条例に基づき、立入調査や青少年の使用する携帯電話のフィルタリングサービス利用率の向上に取り組みましたが、LINEがフィルタリングの対象となったこと等もあり、利用率が73.0%（平成30年度）から67.4%（令和元年度）へ減少しました。今後は、関係機関とより一層連携し、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から社会全体で子どもを保護し、健全な育成を図る必要があります。

ライフプラン教育について、中学生に対する「命の教育セミナー」を実施したほか、高校生や大学生に対して、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識に働き方や仕事と子育ての両立等を含めた総合的な情報を提供しました。今後も関係団体等の協力を得て、若い世代が自らのライフプランを考えるきっかけとなる普及啓発を進める必要があります。

社会的養護を必要とする子どもができる限り家庭的な環境で養育されるよう、「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、里親制度の周知や里親登録者増加に向けた普及・啓発を進めるとともに、児童養護施設および乳児院の小規模化や施設機能の地域分散化の支援等を行いました。また、平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」等に基づき、「三重県家庭的養護推進計画」を見直して「三重県社会的養育推進計画」を策定しました。今後は、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。また、児童養護施設や乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。

児童虐待の防止について、北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるよう、新たに鈴鹿児童相談所を設置したほか、三重県警察との連携を強化するため、児童相談センターと三重県警察少年課をオンラインで結び、24時間、必要な情報の共有ができる体制を整備しました。また、児童虐待相談対応へのAI技術の活用にかかる実証実験を行いました。令和2年3月には、児童虐待防止法の改正等をふまえ、「子どもを虐待から守る条例」

を改正しました。今後は、同条例のもと、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進めるなど児童相談所の体制強化に努めるとともに、AIシステムを県内全ての児童相談所に展開し、より一層の精度向上を図っていきます。

子どもの貧困対策について、県内の貧困家庭の実態を把握するため、生活実態調査を実施するとともに、「第二期子どもの貧困対策計画」を策定しました。今後は、具体的な取組を着実に推進していくため、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体との連携を強化していく必要があります。

ひとり親家庭の実態等をふまえ「第四期ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。また、三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親への就業支援を行うとともに、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、日常生活支援を行う市町への補助を行いました。引き続き、ひとり親家庭の自立を促進するため、他団体とも連携し、就業支援や相談対応の充実等を図る必要があります。

若者／結婚

若者の安定した経済基盤の確立に向けて、キャリアコンサルティングのほか、就職・転職にかかる合同説明会を実施しました。また、U・Iターン就職の促進に向け、首都圏や大阪、京都、名古屋において就職セミナーを実施したほか、就職支援協定を締結した県外大学と連携して学生向けに情報発信等を進めました。そのほか、経済団体や大学等の参画を得て、Webによる情報提供やインターンシップを継続的・発展的に実施していくための産学官の連携のあり方を検討しました。今後も引き続き、不本意非正規雇用の正規化に向けた支援および県内就職のため県内企業の魅力にふれる機会の提供等に取り組んでいきます。

結婚を希望する人を応援するため、「みえ出逢いサポートセンター」において出会いの場の情報提供等を行うとともに、各地域において結婚を応援する取組がさらに進むよう、市町と連携して出張相談を実施しました。また、市町を対象とした結婚支援・少子化対策担当課長会議を開催し、事例の共有、意見交換を行いました。今後も、みえ出逢いサポートセンターを通じた情報発信に加え、さまざまな主体と連携した情報発信の強化や、結婚を望む人のニーズに応じた多様な出会いの場づくりの支援などに取り組めます。

妊娠・出産

不妊に悩む家族への支援として、不妊や不育症の治療費助成を行うとともに、不妊治療を受けている方の実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。アンケートからは、働きながら治療を受けている方の多くが治療と仕事の両立に悩んでいることなどが分かりました。今後は、令和元年12月に、経営者や労働者団体、医師会、産婦人科医会、国と締結した「不妊治療と仕事の両立支援に関する連携協定」に基づき、不妊治療にかかる正しい知識の普及や、治療と仕事の両立支援のための職場での理解促進、相談体制の整備等を進めていきます。

「出産・育児まるっとサポートみえ（三重県版ネウボラ）」の取組として、産後の子育ての負担感や孤立感を軽減するための産後ケア事業や産前・産後サポート事業に従事する保健師等専門職を対象とした研修会、母子保健コーディネーターの養成を行うとともに、市町の課題解決に向けた取組を支援する母子保健体制構築アドバイザー事業を実施しました。今後も市町が実情に応じた母子保健体制の整備や事業の充実化を図ることができるよう、各市町の母子保健体制の核となる人材を育成するとともに、市町の課題解決に向けた取組への支援が必要です。

周産期医療体制の充実に向け、医師や助産師の確保や地域偏在の解消、周産期死亡や新生児の救急搬送症例等に関する調査・研究事業の実施、症例検討会等をもとに周産期医療関係者の資質向上等に取り組めました。依然として産科・産婦人科医、小児科医、助産師が不足していることから、引き続き医師等の確保に努めていく必要があります。

医療的ケアが必要な子どもへの支援について、コーディネーターの養成や支援者のスキルアップ、医療機器の購入助成、地域ネットワークの側面的支援を行うとともに、レスパイト先の確保等を行いました。引き続き医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して生活できるよう、多職種による連携の推進などに取り組んでいきます。

子育て

保育所等の待機児童を解消するため、施設整備や保育士の加配への支援のほか、保育士の離職防止を図るため、保育所に特化したイクボスの普及を推進し、働きやすい職場環境づくりに取り組みました。また、病児・病後児保育事業の施設整備や運営を支援しました。放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営支援を行いました。令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」の影響も注視しつつ、引き続き保育所や放課後児童クラブの待機児童の解消に取り組むとともに、令和元年度に策定した「第二期子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町を支援していきます。

地域の子育て応援について、市町と連携して地域で活動する人材の育成を行ったほか、男性の育児参画の推進、仕事と子育ての両立支援に向けたイクボスの推進を図りました。また、モデル事業の実施や事例の共有等により、家庭教育応援の取組を推進しました。今後も引き続き家庭教育応援の取組を進めるとともに、これまでに育成した子育てに関わる人材が積極的に地域で活動できるよう支援し、地域で子どもの育ちを支える気運の醸成を図っていきます。

発達支援が必要な子どもへの対応では、三重県立子ども心身発達医療センターおよびかがやき特別支援学校において、隣接する国立病院機構三重病院とも連携し、専門性の高い医療、福祉サービスの充実に取り組んだほか、発達障がい児等に対する早期支援ツールである「CLM (Check List in Mie) と個別指導計画」の保育所、幼稚園等への導入を促進しました。引き続き同センターにおいて専門的な人材の育成を行うとともに、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制整備に取り組めます。

働き方

女性の就労継続に向けたライフプラン・キャリア形成を支援したほか、女性の活躍につながった事例を表彰する「チェンジ・デザイン・アワード2020」や「みえの女性リーダー育成講座『みえたま塾』」の実施を通じて、リーダーとなり得る女性人材の育成に取り組みました。

働き方改革推進のため、企業経営者や労務管理担当者等を対象としたセミナーを開催したほか、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を登録・表彰し、優れた取組事例を広く紹介しました。

引き続き、女性活躍や働き方改革の取組を進め、安心して出産や子育て等ができる職場環境づくりを推進していく必要があります。

(2) 重点的な取組の進展度

14の重点的な取組の進展度について、重点目標の達成度合いや取組実績等により総合的に4段階で判断したところ、😊(進んだ)と評価した取組は4項目、😄(ある程度進んだ)は8項目で、😞(あまり進まなかった)と評価した取組は「保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援」「発達支援が必要な子どもへの対応」の2項目でした。なお、😡(進まなかった)は該当ありませんでした。

重点的な取組	進展度		
	H29	H30	R1
1 ライフプラン教育の推進	😊	😊	😄 (ある程度進んだ)
2 若者の雇用対策	😊	😊	😄 (ある程度進んだ)
3 出逢いの支援	😊	😊	😊 (進んだ)
4 不妊に悩む家族への支援	😊	😊	😄 (ある程度進んだ)
5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	😊	😊	😄 (ある程度進んだ)
6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援	😊	😊	😄 (ある程度進んだ)
7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	😞	😞	😞 (あまり進まなかった)
8 男性の育児参画の推進	😊	😞	😄 (ある程度進んだ)
9 子育て期女性の就労に関する支援	😊	😊	😊 (進んだ)
10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援	😊	😊	😊 (進んだ)
11 子どもの貧困対策	😊	😊	😄 (ある程度進んだ)
12 児童虐待の防止	😞	😊	😊 (進んだ)
13 社会的養護の推進～里親委託と施設の小規模化等の推進～	😊	😊	😄 (ある程度進んだ)
14 発達支援が必要な子どもへの対応	😊	😞	😞 (あまり進まなかった)

※重点的な取組の進展度の判断基準

区分	重点目標の達成率(達成状況)
😊 進んだ	100% (1.00)
😄 ある程度進んだ	85%以上100%未満 (0.85以上1.00未満)
😞 あまり進まなかった	70%以上85%未満 (0.7以上0.85未満)
😡 進まなかった	70%未満 (0.7未満)

重点目標の達成率(重点目標が複数ある場合は単純平均)の結果により、4段階に区分したうえで、モニタリング指標の動向や取組実績等の情報をもとに、総合的に進展度を判断します。

(3) 総合目標

総合目標	現状値	28年度実績	29年度実績	30年度実績	元年度実績	目標値
合計特殊出生率	1.45 (H26年)	1.53 (H28年)	1.49 (H29年)	1.54 (H30年)	【未発表】	1.8台 (おおむね10年後)
「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」と感じる県民の割合	55.6%	52.1%	52.2%	51.5%	51.2%	67.0% (令和6年度)

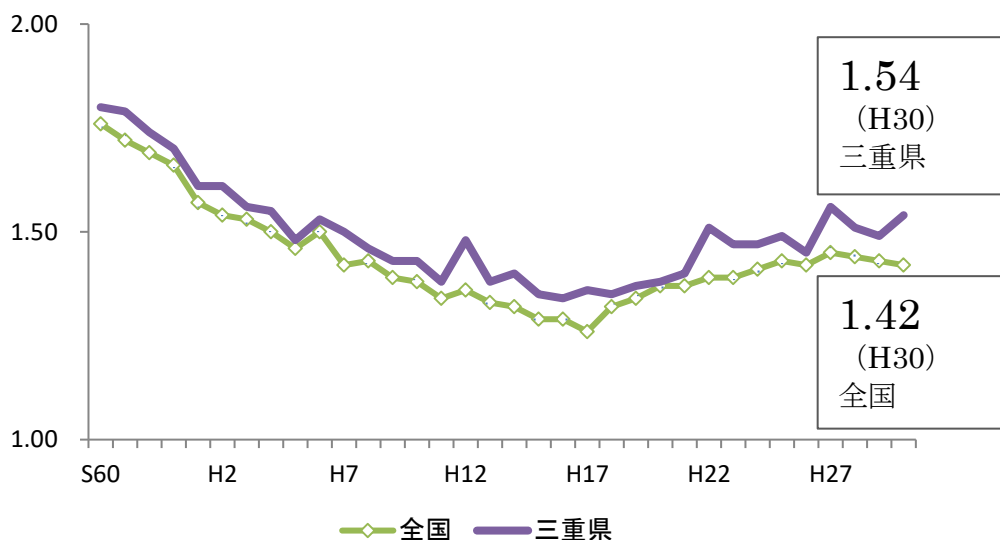
※令和元年の合計特殊出生率（概数）が発表されましたら（例年6月上旬頃）、内容を更新します。

① 合計特殊出生率

本県の合計特殊出生率は1.54（平成30（2018）年）で、前年より0.05ポイント上昇し、県が独自に集計したところ、全国1位の増加幅となりました。

しかし、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」策定時からおおむね10年後の目標である1.8台（県民の皆さんの結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準「希望出生率」）とは依然としてかい離があります。

【図表1】 合計特殊出生率の推移【人口動態統計】



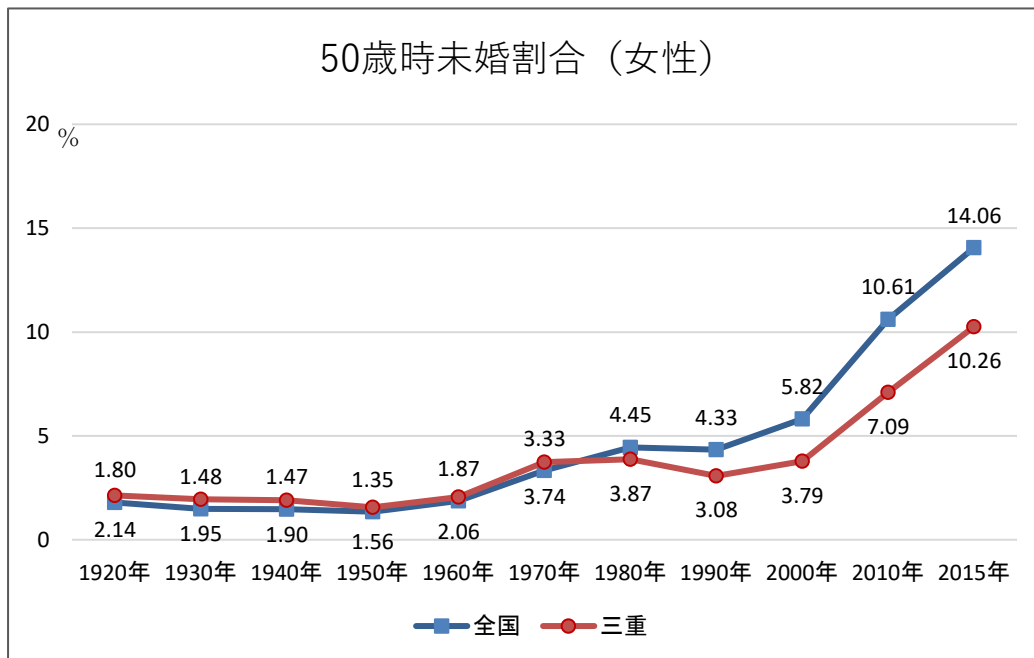
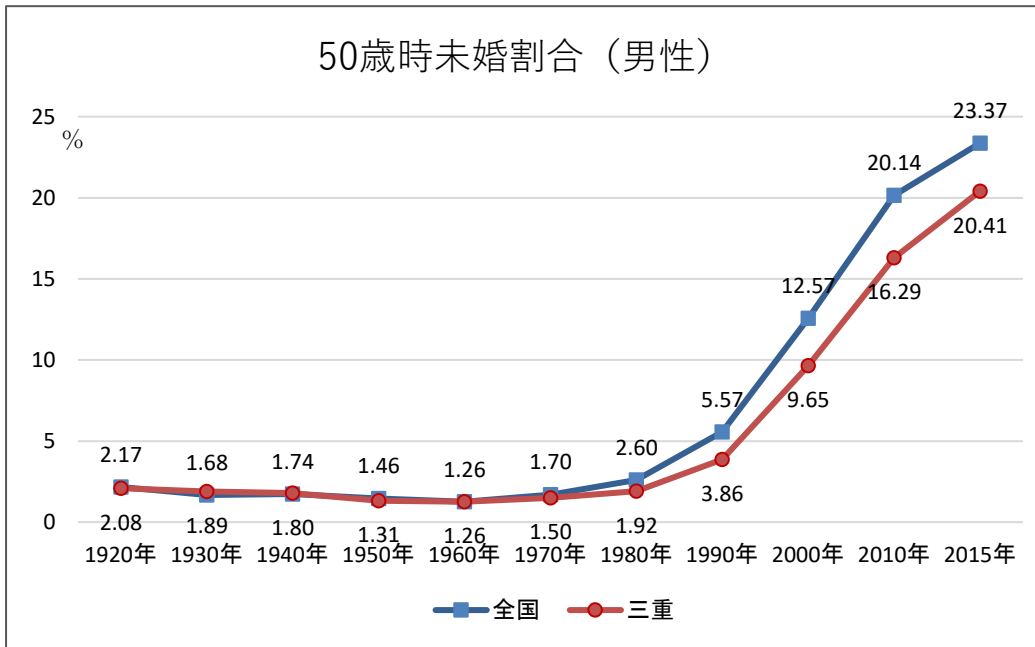
出生率の変化は、結婚行動の変化と結婚後の出産行動の変化という2つの要因が大きいと言われています。

以下では、国等のデータに加えて、県が実施した「みえ県民意識調査」や「結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査」（平成29年度。以下「結婚等に関する意識調査」という。）の結果を用いながら考察を行い、今後の取組につなげていきます。

○結婚についての意識や行動

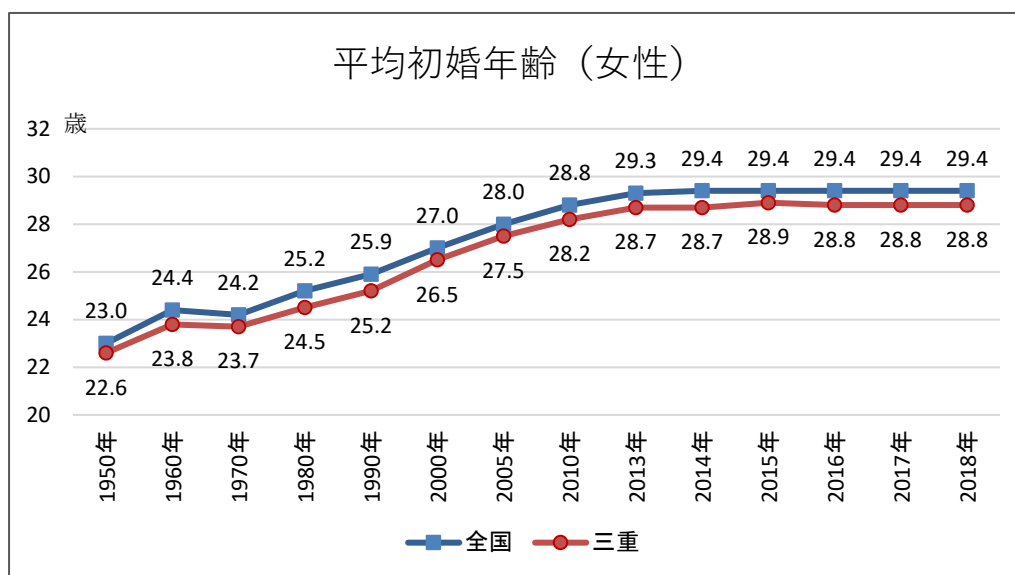
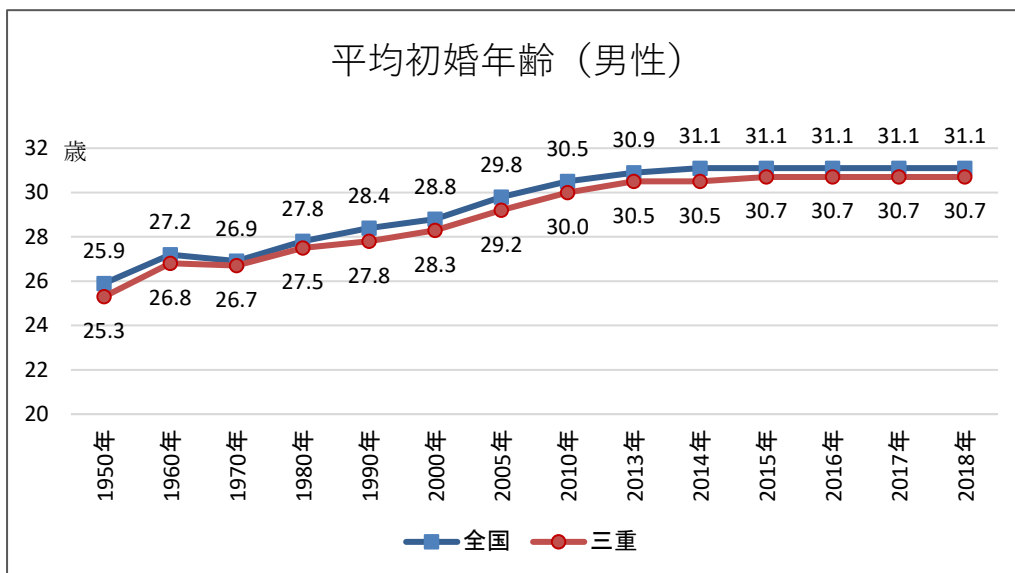
三重県の50歳時未婚割合は、男女とも全国より低い水準であるものの上昇傾向にあります。平成27(2015)年において、男性で約5人に1人、女性で約10人に1人が未婚となっています。

図表2 50歳時未婚割合の推移【国勢調査】



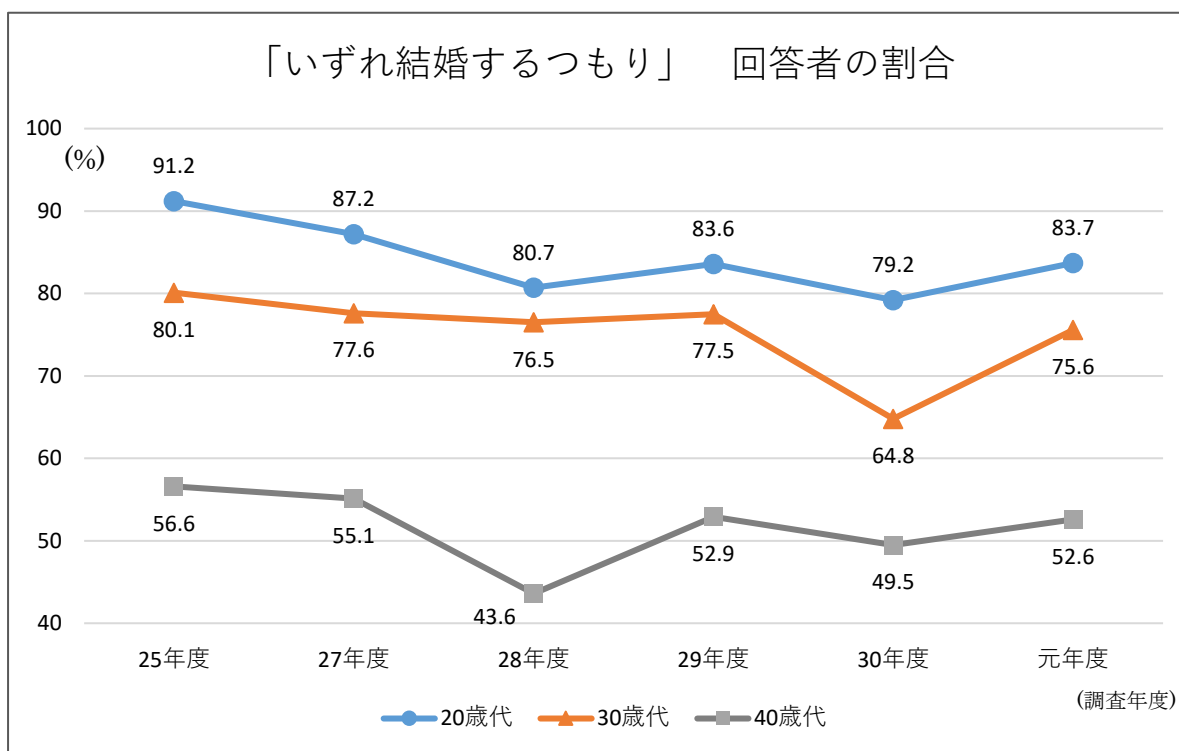
晩婚化の指標である平均初婚年齢は過去 30 年以上にわたり上昇し、ここ数年は男女とも高止まり状態となっています。「結婚等に関する意識調査」では、理想の結婚年齢は平均で男性が 29.3 歳、女性が 27.4 歳であり、平成 30 (2018) 年の平均初婚年齢とは男女とも 1.4 歳の差があり、理想との間でギャップが生じています。

図表 3 平均初婚年齢の推移【人口動態統計】



第9回みえ県民意識調査（令和元（2019）年度）によると、20歳代～40歳代の未婚者における結婚に対する考えは、20歳代で8割強、30歳代で7割強、40歳代で5割強が「いずれ結婚するつもり」と回答しています。いずれの年代においても平成30（2018）年度より上昇しています。

図表4 未婚者における年代別「いずれ結婚するつもり」の回答者の割合【みえ県民意識調査】



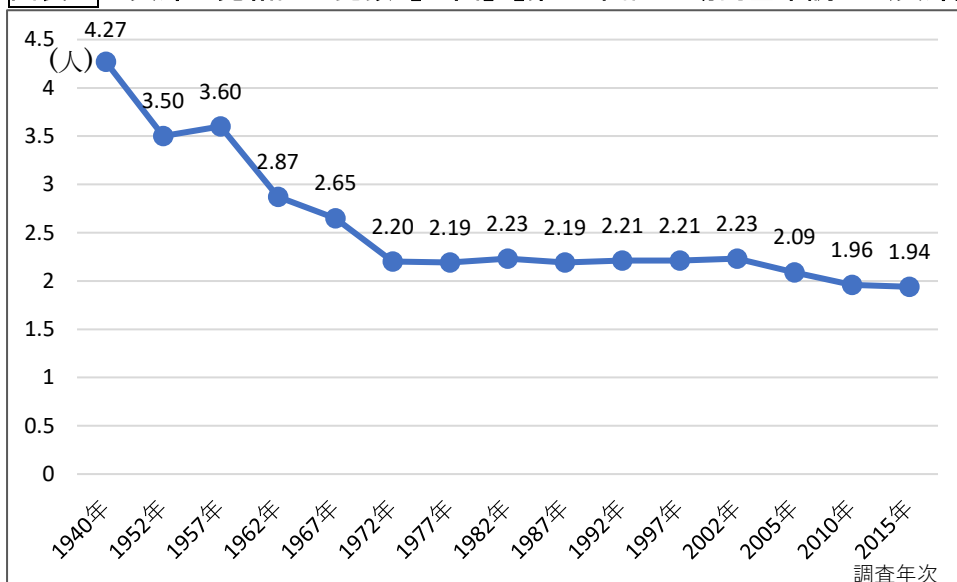
※設問「今後の人生を通して考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか。
『1 いずれ結婚するつもり』『2 結婚するつもりはない』の回答割合。
平成29年度～令和元年度調査においては、20歳代の割合は18～19歳の回答を含みます。
平成26年度調査においては、同調査項目はありません。

○結婚後に子どもを持つことについて

日本では結婚後に夫婦が子どもを持つことが大多数です(婚外子の割合:平成 30(2018)年 2.3% (人口動態統計))。

有配偶者の出生状況について、夫婦の完結出生児数(全国)を見ると、1970年代~2002年まで2.2人前後で安定的に推移していましたが、2010年には2人を切り、直近の2015年には過去最低である1.94人になっています。

図表5 夫婦の完結出生児数【全国】【第15回出生動向基本調査(夫婦調査)(2015年)】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)

※対象は結婚持続期間15~19年の初婚どうしの夫婦(出生子供数不詳を除く)。各調査の年は調査を実施した年です。

第8回みえ県民意識調査(平成30(2018)年度)によると、有配偶者の理想の子どもの数は2.5人、調査時点における有配偶者の子どもの数は2.0人であり、理想と実際の子どもの数にはギャップがあります。

図表6 有配偶者における理想の子どもの数、子どもの数【みえ県民意識調査】

調査年度	H25	H27	H28	H29	H30
理想の子どもの数 (平均人数)	2.5	2.6	2.5	2.5	2.5
子どもの数 (平均人数)	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0

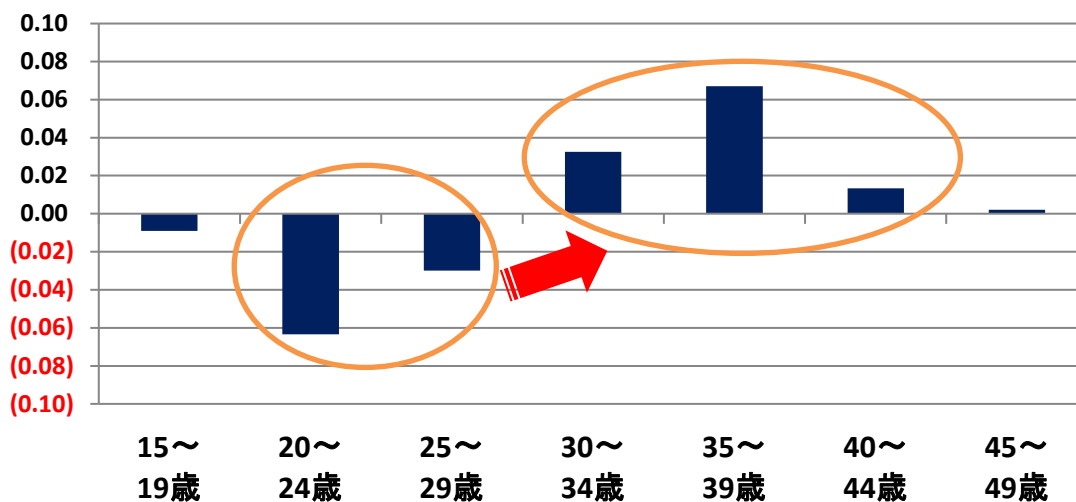
※平成26年度調査においては、同調査項目はありません。

同調査において、実際の子どもの数が理想の数より少ない理由として有配偶者が挙げたものは、回答の上位から、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(78.4%)、「仕事と子育てを両立できる職場環境ではないから」(48.4%)、「子どもを育てる環境(保育所、学校など)が整っていないから」(23.6%)、「ほしいけれどもできないから」(19.2%)などとなっています。

三重県の合計特殊出生率の女性年齢（5歳階級）別の変化（平成30（2018）年と平成22（2010）年の比較）を見ると、平成30年の合計特殊出生率（1.54）と8年前の平成22年の合計特殊出生率（1.51）について、女性年齢（5歳階級）別の増減では、29歳までは下がる一方で30歳以降が増加しており、晩産化していることが見てとれます。

図表7 女性年齢（5歳階級）別にみた合計特殊出生率の増減（平成30年－平成22年）

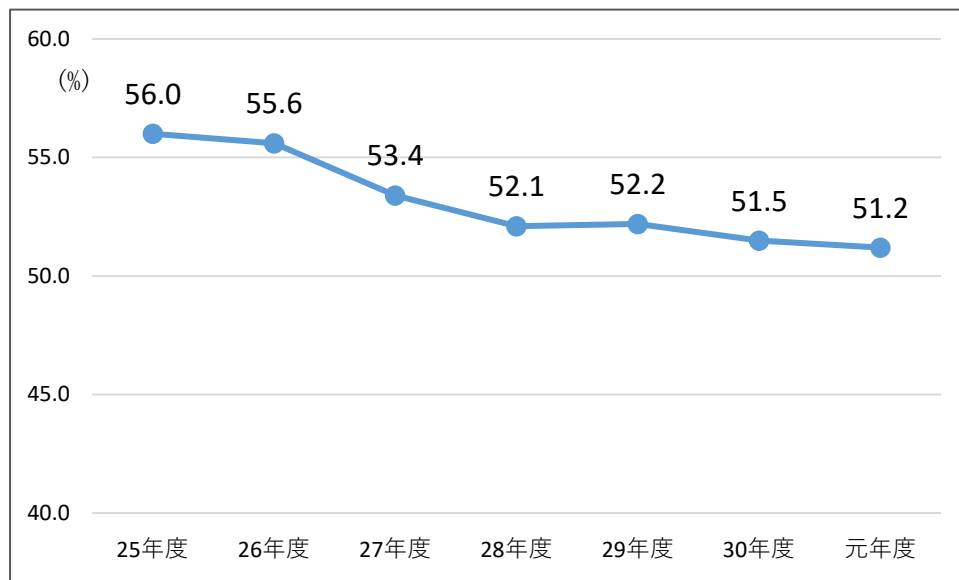
【人口動態統計等により県が作成】



②地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合

第9回みえ県民意識調査（令和元（2019）年度）によると「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は51.2%で、前年度実績51.5%より0.3ポイント減少しました。「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の策定年度（平成26（2014）年度）よりも減少しているとともに、同プランにおける令和6（2024）年度の目標値（67.0%）とは15.8ポイントの差となっています。

図表9 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合の推移
【みえ県民意識調査】



※「感じる」「どちらかといえば感じる」割合の合計

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」を属性別に見ると、図表10のとおりです。

性別では、令和元（2019）年度は男女とも実感している割合（「感じる」「どちらかといえば感じる」割合の合計）が下がりました。女性のほうが過年度から男性より実感している割合が高くなっています。

年代別では、経年で見て70歳以上の割合が高く、50歳代が低くなっています。しかし、令和元（2019）年度は若干上昇したものの、70歳以上と60歳代の低下傾向が顕著です。

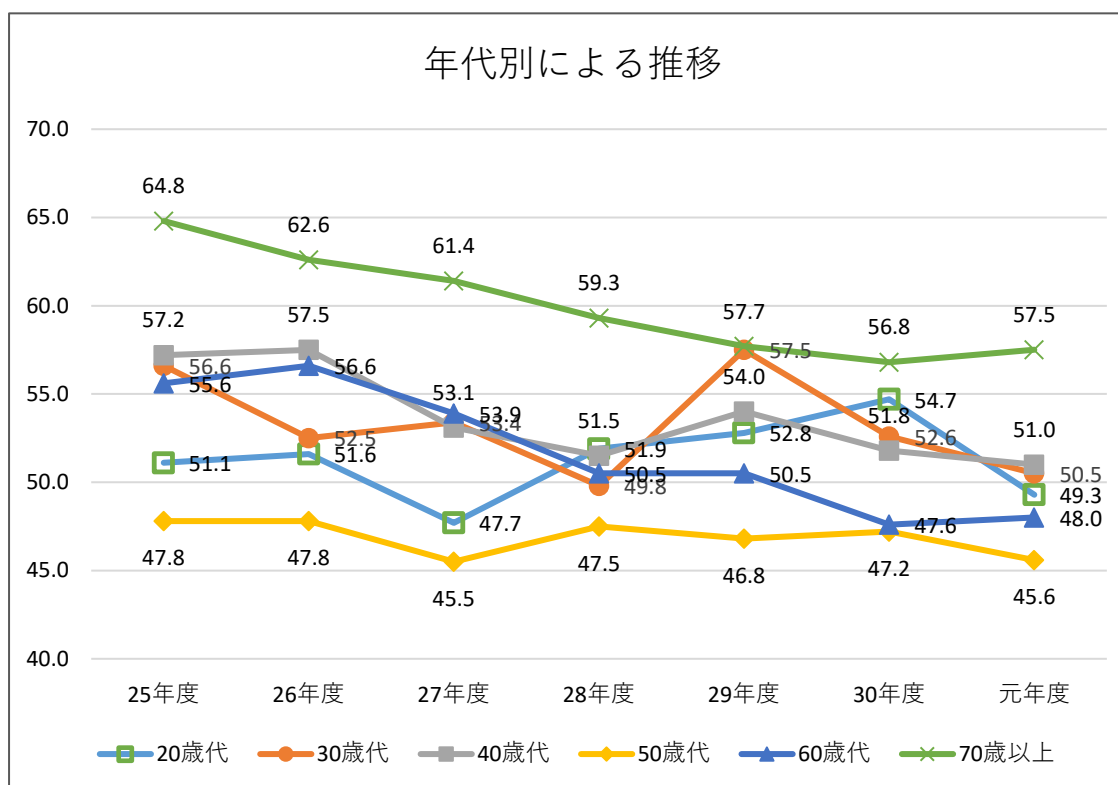
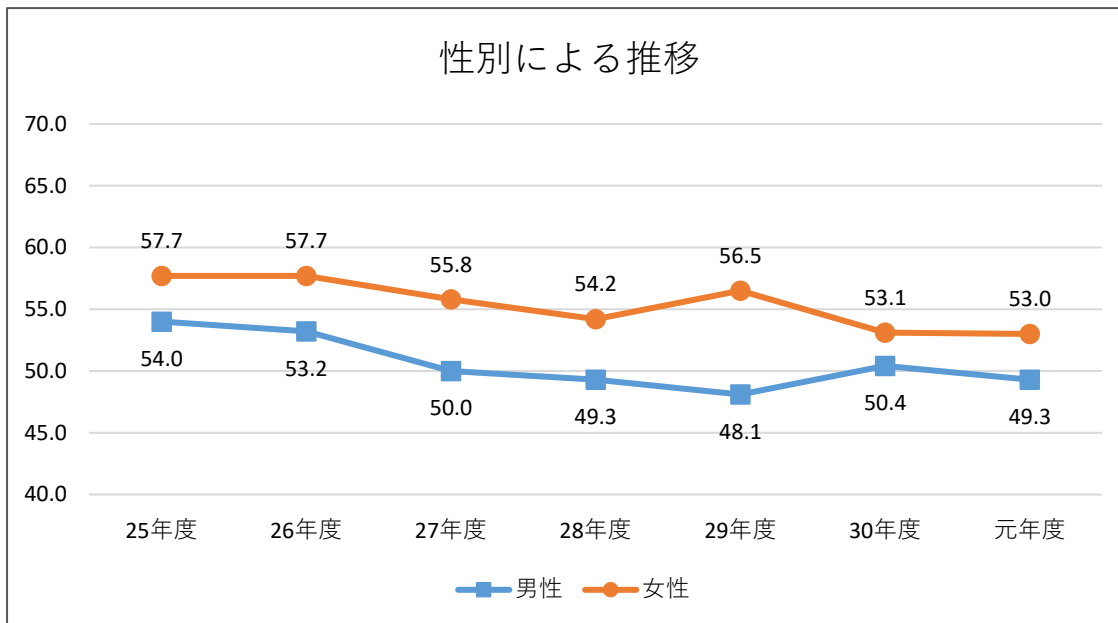
職業等別では、経年で見て専業主婦・主夫が高く、正規職員が低くなっています。

未婚者と有配偶者では、有配偶者の方が実感している割合が高く、平成29（2017）年度を除いて、その差は10ポイント以上開いています。

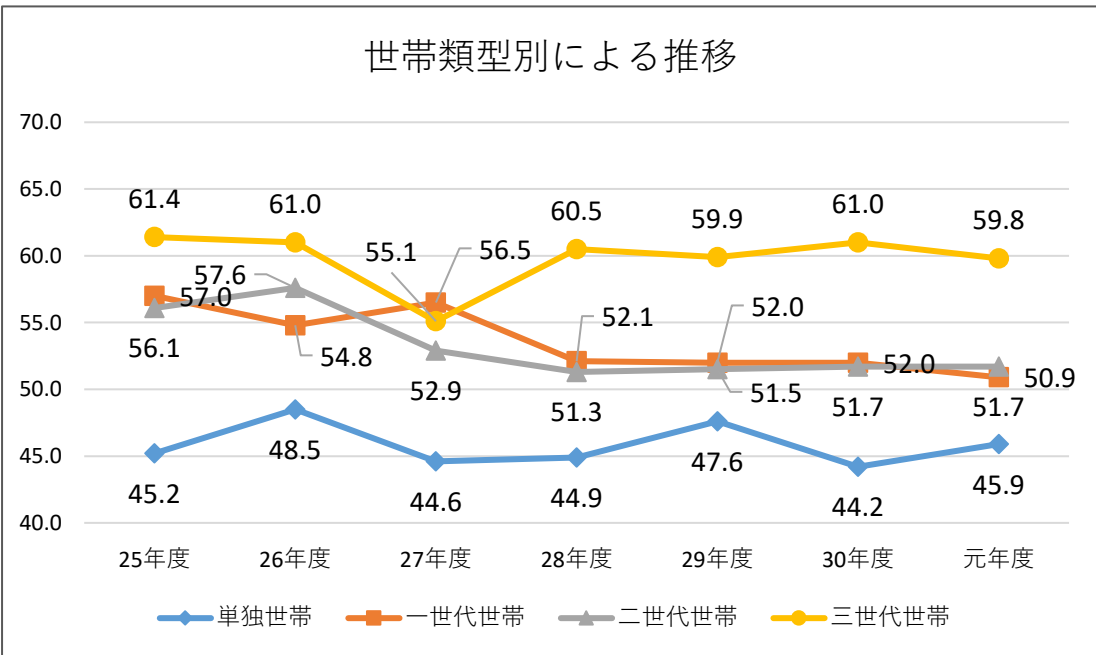
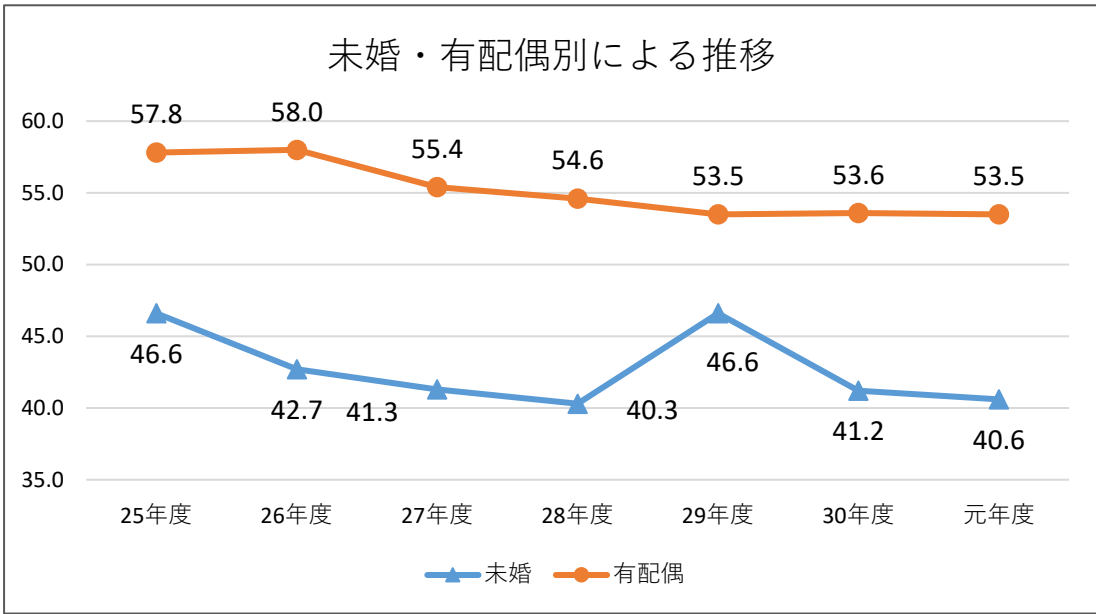
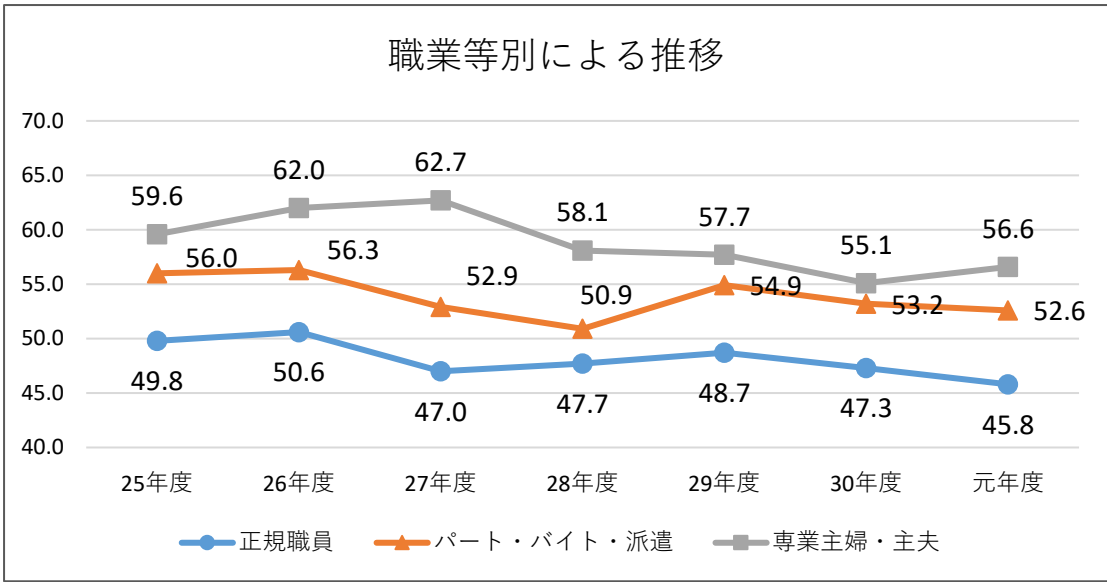
世帯類型別では、三世帯世帯が高く、単独世帯が低くなっていて、その差は10ポイント以上開いています。

以上より、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」を底上げするには、男性、50歳代、正規職員、未婚、単独世帯の実感する割合を上げる必要があります。育児をする平均時間は女性より男性の方が短く、また正規職員、未婚、単独世帯の方は子どもと接する機会が少ないことが考えられることから、日ごろから子どもとふれあう場を多く持つことが、実感する割合に影響する可能性があります。

図表 10 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合の推移【性別、年代別、職業等別、未婚・有配偶別、世帯類型別】【みえ県民意識調査】



※平成 29 年度、30 年度の 20 歳代は 18～19 歳を含みます。



(4) 重点的な取組の全体的な進捗状況からみた令和元年度の総括

令和元年度の県の少子化対策については、14の重点的な取組のうち進展度が「進んだ」「ある程度進んだ」項目が12項目あり、取組は一定進んだと考えられます。平成30年度に「あまり進まなかった」3項目の取組のうち、「男性の育児参画の推進」について、男性の育児休業取得率は目標に達しなかったものの、大きく上昇し過去最高となり、また「みえのイクボス同盟」への加盟団体数が大幅に増え、全国1位の加盟数とすることができました。

一方で、引き続き2項目の取組が「あまり進まなかった」であったことや、2つの総合目標が目標水準とかい離があったことから、課題も残りました。

第一期マイルプランの5年間を通じては、重点的な取組のうち「ライフプラン教育の推進」および「出逢いの支援」について、集中的に取り組んだ結果、ライフプラン教育を実施している市町や県立高等学校が大きく増え、また、婚活イベント等を実施する民間団体が増加するとともに、市町の取組も徐々に進むなど、一定の成果が得られました。このため、これらの取組について、第二期マイルプランでは重点的な取組には位置づけませんが、内容をさらに充実させ、より長期的な視野で取り組み、効果を確実に定着させるよう進めていきます。一方で、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが必要な子どもが増えてきていることをふまえ、第二期マイルプランでは新たに医療的ケアが必要な子どもへの支援を重点的な取組に位置づけ、集中的に取り組んでいきます。

令和元年度から全国で患者の発生がみられる新型コロナウイルス感染症による影響は、子どもや子育て中の人、結婚を希望する人、それぞれの支援者や協力者など社会全体に及んでおり、これらの影響をふまえた上で、子どもや子育て等にかかる各施策を実施するにあたって、新しい生活様式や価値観の変化への対応が求められています。

そのような中、第二期マイルプランで掲げた、「縁を育む、縁で支える」という基本的な考え方は、より重要な視点になってくると考えます。県では、人と人のつながりを大切にし、企業や関係団体、市町などさまざまな主体と協創して、県民の皆さんの希望がかなうよう取組を進めていきます。

重点的な取組 1 ライフプラン教育の推進

5年後のめざす姿

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができていく状況をめざします。

主な取組内容	①幼児向けの教育【教育委員会】 ②小中学校向けの教育【子ども・福祉部】【教育委員会】 ③高校生向けの教育【教育委員会】 ④大学生向けの普及啓発【子ども・福祉部】 ⑤学卒後の若者向けの普及啓発【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	ライフプラン教育を実施している市町数は前年度と同数で目標には達しなかったものの、全ての県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	-------------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 子どもたちが妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考えられるよう、県立学校を対象に講師を派遣して講演会を実施（16校、16回）するとともに、生徒が将来の家族の大切さについて認識を深められるよう、保育実習や講演会を実施しました（保育実習4校、講演会11校）。また、幼稚園および公立小中学校等の教員を対象に、家庭生活について考える講演会を実施しました。今後も関係団体等の協力を得て、各学校の取組を支援していく必要があります。【教育委員会】
- 県補助事業の全中学校に対する命の教育セミナーについて3町が実施し、その他市町独自の取組などとあわせ25市町でライフプラン教育を実施しました。今後も取組市町のさらなる拡大をめざす必要があります。また、思春期世代を対象とした性や妊娠・出産に関する医学的に正しい知識の習得のためのウェブコンテンツのPRを行い、多くの子どもたちに正しい知識の提供が行われるようにしていく必要があります。
- 大学等と連携し、学生に妊娠・出産に関する医学的に正しい情報を提供することで自身のライフプランやキャリア形成に活かせることができるよう、2大学で講座を行いました。
- 高校生に向けて、妊娠、出産に関する医学的知識に働き方や仕事と子育ての両立等を含めた総合的な情報を提供し、自身のライフデザインを考えるきっかけとなるよう、出前トークを行いました。引き続き、高校生や大学生、若い世代などに対し、結婚や妊娠・出産、子育てと仕事の両立等について総合的な情報提供を行う必要があります。
- 赤ちゃんが公共の場で泣き出しても保護者が困らないよう、社会全体で温かく見守る気運づくりのため、ライフデザインの講義に合わせてステッカーを配布したり、いい育児の日（11月19日）に合わせて電車にポスターを掲示しました。今後は、この気運を社会全体に広げる必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	26年度	29年度	30年度	元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況
ライフプラン教育を実施している市町数		23市町	26市町	29市町	0.86
	10市町 (26年度)	25市町	25市町	25市町	
県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合		75.0%	90.0%	100.0%	1.00
	38.6% (26年12月末)	69.0%	78.9%	100.0%	

モニタリング指標	30年3月時点	31年3月時点	最新値
平均初婚年齢（県）	男性 30.7歳 女性 28.8歳（28年）	男性 30.7歳 女性 28.8歳（29年）	男性 30.7歳 女性 28.8歳（30年）
出生児の母の平均年齢（第1子、県）	30.0歳（28年）	30.1歳（29年）	30.3歳（30年）

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	8,343	7,497	2,037	2,409	1,468

令和2年度の改善のポイントと取組方向

- 関係団体等の協力を得て、ライフデザインに関する講演会等を県立高等学校で開催します。
【教育委員会】
- 子どもたちが、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得できるよう、ライフプラン教育に取り組む市町の拡大に向け、働きかけを行います。
また、関係機関との連携を深め、思春期世代を対象としたウェブコンテンツのPRを行います。
- 高校生や大学生、若い世代を対象に、大学や医療機関等とも連携し、「結婚や出産、子育て、働き方に関する意識調査」の結果を踏まえ、妊娠・出産に関する医学的に正しい知識や、子育てと仕事の両立等を含めた総合的な情報の提供を行います。
- 公共の場で赤ちゃんが泣き出しても保護者が困ることのないよう、社会全体で赤ちゃんを温かく見守る気運づくりを進めます。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 2 若者の雇用対策

5年後のめざす姿

結婚を希望する若者が安定した経済基盤を確保することができ、経済的な要因で結婚を躊躇することが少なくなっている状況をめざします。

主な取組内容	①不本意非正規雇用者への支援【雇用経済部】 ②企業への啓発【雇用経済部】 ③若者と企業とのマッチング【雇用経済部】 ④U・Iターン就職の促進【雇用経済部】 ⑤農林水産業への就業支援【農林水産部】 ⑥南部地域市町への支援【地域連携部南部地域活性化局】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	「おしごと広場みえ」利用者の就職率および県内新規学卒者等が県内に就職した割合については目標を達成することはできませんでしたが、9割を超える達成度があることから「ある程度進んだ」と判断しました。
------	-------------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 不本意非正規雇用の若者の正規化に向けて、キャリアコンサルティングのほか、就職・転職準備会や採用担当者との交流会、合同説明会等を実施し、一人ひとりの適性や希望に応じたキャリアアップを図りました。不本意非正規雇用者の割合が若年層で高いことから、引き続き若者の就労に対する支援が必要です。
- 若者と企業との相互理解を深めるため、企業の魅力発信データベースの更新（約 370 社）やホームページ上での情報発信とともに、おしごと広場みえミニ企業説明会（84 名参加）等を開催しました。
- 若者等の就労をワンストップで支援する「おしごと広場みえ」の新規登録者数は、1,285 名と昨年度より 16.3%減少しています。また、県内中小企業を中心とした就職説明会では、大学生等の参加も減少しており、3年次等のより早い段階に県内企業の魅力に触れる機会を増やす必要があります。
- 県内へのU・Iターン就職につながるよう、「ええとこやんか三重 移住相談センター」に配置した就職相談アドバイザーによる就職相談を実施するとともに、首都圏においてU・Iターン就職希望者を対象にした就職セミナーを行いました。さらに、大学内就職セミナーに参加する等、首都圏の大学への情報発信や情報収集を実施しました。あわせて、中京圏（名古屋）および関西圏（大阪・京都）においても、U・Iターン就職セミナーを開催し、働き方改革に積極的に取り組む企業の取組を、学生等に発信することにより、三重県へのU・Iターン就職の促進を図りました。首都圏の大学とはじめて就職支援に関する協定を締結するとともに、新たに関西圏の大学1校、中京圏の大学1校と協定を締結し、協定締結大学は20校となりました。また、県外大学を訪問（中京圏および関西圏延べ106回）するとともに、「おしごと広場みえ」の就職相談会を三重県関西事務所で実施しました。そのほか、県内経済団体、三重労働局、県内大学や就職支援協定締結大学の参画を得て意

見交換会を実施し、県内企業でインターンシップを希望する学生や企業へのWebによるインターンシップ情報の提供やインターンシップを継続的・発展的に実施していくための産学官の連携の在り方について検討してきました。今後も、若者が就職に必要な基礎力を身に付けることができるよう支援を行うとともに、就職時のミスマッチによる離職を防ぐよう、若者と企業との相互理解を深める取組を進める必要があります。さらに、県内企業への就職を促進するとともに、若者の職業観の醸成を図るため、県内企業でのインターンシップの受け入れをより一層推進していくことが必要です。

【以上、雇用経済部】

○新規就農者の確保・定着に向け、「みえの就農サポートリーダー制度」による支援（78人対象）や農業次世代人材投資資金の交付（準備型6人、経営開始型128人）、学生の農業インターンシップの実施（1人参加）などに取り組み、45歳未満の新規就農実績は159人となりました。また、「みえ農業版MBA養成塾」に入塾した第1期生（平成30年度入塾）1名、第2期生（令和元年度入塾）1名の計2名は、先進的な農業法人等で実習を行いながら、経営学やフードマネジメントなどの講義を受講し、1年間の課程を修了しました。引き続き、効率的な技術習得等を支援するとともに、将来の地域農業を、ビジネス感覚をもって担う人材の育成に取り組む必要があります。

【農林水産部】

○南部地域らしい働き方や多様なライフスタイルを提案し、U・Iターン就職につなげるため、小規模事業者等におけるインターンシップの取組を支援しました。尾鷲市および南伊勢町において、平成30年度を大きく上回る19事業者がインターンシップの募集を行い、27名の参加がありました。参加者には南部地域らしい暮らしをイメージしてもらうことができました。

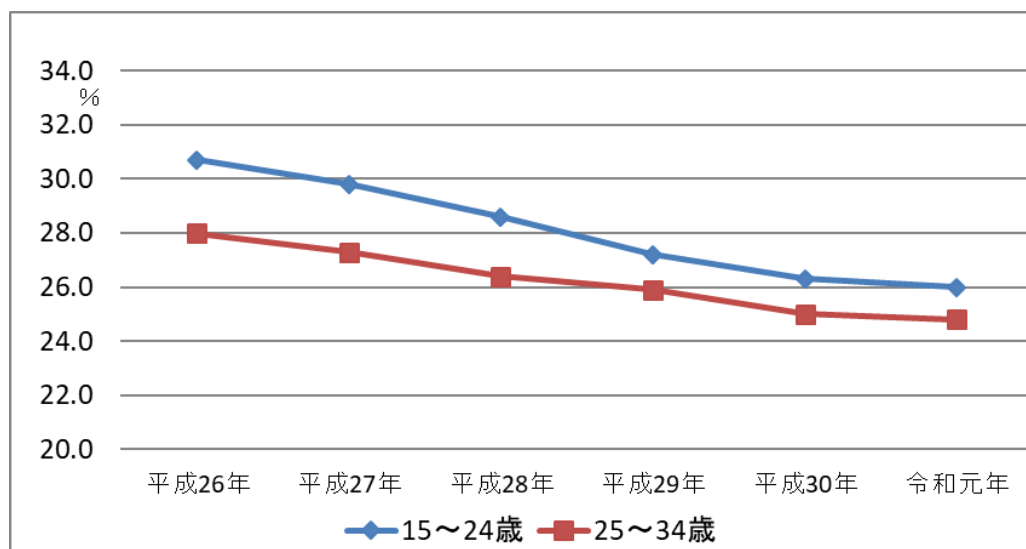
【地域連携部南部地域活性化局】

重点目標	26年度	29年度	30年度	元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況
「おしごと広場みえ」利用者の就職率		57.6%	58.3%	59.0%	0.95
	40.3% (25年度)	58.6%	60.0%	56.0%	
県内新規学卒者等が県内に就職した割合 (※新たに27年度に設定)		74.7%	75.4%	76.1%	0.93
	71.9% (26年度)	72.2%	72.0%	71.0%	

モニタリング指標	30年3月時点	31年3月時点	最新値
25歳～34歳の不本意非正規社員割合(国)	22.4% (29年)	19.0% (30年)	17.7% (元年)
大学卒の3年後の離職率(県)	31.8% (29年4月)	31.1% (30年4月)	32.6% (元年4月)
「おしごと広場みえ」利用満足度(「大変満足」、「満足」の回答割合)(県)	94.0% (29年度)	100.0% (30年度)	98.9% (元年度)

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	122,418	134,558	86,984	48,483	141,605

(参考) 若者の非正規雇用者比率 (全国)



出典：総務省「労働力調査」

令和2年度の改善のポイントと取組方向

- 正規雇用をめざす若者等を対象に、キャリアコンサルティングを実施するほか、実行力や課題発見力など社会人基礎力の中で不足している能力を身に付ける研修の開催など、一人ひとりの適性や希望に応じたキャリアアップ支援に取り組みます。
- 若者の安定した就労や職場定着に向けて、三重労働局と連携し、おしごと広場みえにおいて総合的な就職支援をワンストップで提供するほか、県内中小企業のさまざまな魅力の情報発信に取り組みます。また、企業のニーズを的確に把握するとともに、県内で働きたいという若者のニーズを重ね合わせる質の高いマッチングイベントなどを開催することで、人材確保等に悩む県内中小企業の支援を進めます。
- 「ええとこやんか三重 移住相談センター」に配置した就職相談アドバイザーによる就職相談を実施するとともに、首都圏においてU・Iターン就職希望者を対象にした就職セミナーを行います。また、大学内就職セミナーに参加するなど、首都圏の大学への情報発信や情報収集を実施します。あわせて、中京圏（名古屋）および関西圏（大阪・京都）においても、U・Iターン就職セミナーを実施するとともに、県外大学生への県内就職情報を効果的に発信するため、三重県出身者が多い県外大学等と就職支援協定の締結を進め、協定締結大学との密接な連携のもと、県内出身者への情報提供の多様化を図ります。そのほか、県外大学へ進学した学生を主な対象に、Webを活用して県内企業のインターンシップ情報を提供するほか、県内企業向けにインターンシッププログラムの作成支援や採用力を強化するセミナー等を開催するなど、U・Iターン就職をしやすい環境づくりを進めます。
【以上、雇用経済部】
- 新規就農者の確保・定着を図るため、「みえ農業版MBA養成塾」のカリキュラムの充実、受入法人の拡充など、若き農業ビジネス人材を呼び込み、起業や定着を促す支援を産学官連携で進めるとともに、U・Iターン就農情報等の発信や学生のインターンシップの実施などに取り組みます。
【農林水産部】
- 南部地域における若者の定着を図るため、民間事業者等と連携した開発プロジェクトやこれを契機とした新たなビジネスの展開に必要な調査、試験研究など、雇用の創出、魅力的な働く場の確保に向けた市町の取組を支援します。

○南部地域の高校生や大学生等が地域への愛着を持ち、理解を深めることで地元就職、Uターン就職につながるよう、地域の企業および商工団体等と連携し、企業の誇る取組や経営者の地域に対する思いを若者やその保護者、教員などに伝える市町の取組を支援します。

【地域連携部南部地域活性化局】

重点的な取組 3 出逢いの支援

5年後のめざす姿

結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県および企業・団体・市町などの多様な主体が、それぞれの立場で結婚支援にかかる取組を推進し、県内各地域で結婚を支援する体制が整っている状況をめざします。

主な取組内容	①結婚を希望する方への情報提供【子ども・福祉部】 ②結婚支援に取り組む市町、団体の支援【子ども・福祉部】 ③南部地域の出逢いの場づくり支援【地域連携部南部地域活性化局】 ④企業の結婚支援の取組支援【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	出逢いの場の情報提供数および結婚支援に取り組む市町数ともに目標を達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	---------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 「みえ出逢いサポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）において、結婚を望む人への出会いの場等の情報提供を行いました。情報提供数について、令和元年度は前年度より約41%増加し、年間の目標数を達成することができました。今後は、出会いの場に求めるニーズが多様化していることも踏まえ、さまざまなスタイルの出会いの場等の情報提供ができるように、さらに新たな登録団体を発掘し、イベント実施等の支援を継続する必要があります。
- 地域において、結婚を応援する取組がさらに進むようサポートセンターにおいて、市町と連携し、出張相談を実施しました。結婚を希望する方や、地域において結婚を応援したい企業、団体の皆さまにご活用いただきました。
- 市町を対象にした「結婚支援・少子化対策担当課長会議」を開催し、事例の共有、意見交換を行いました。
また、三重県美容業生活衛生同業組合と連携した取組として、「結婚支援・少子化対策担当課長会議」と併せて研修会を開催し、組合加盟の事業者と県、市町担当者との意見交換も実施しました。
引き続き、多様な主体との協創による結婚を希望する人を応援する地域づくりを進める必要があります。 【以上、子ども・福祉部】

（参考）みえ出逢いサポートセンターにおける主な取組実績（令和2年3月末実績）

- ・メールマガジン会員登録者 累計3,442人
- ・センター会員 4,429人（男性2,381人、女性2,048人）
- ・出逢い応援団体登録 178団体
- ・出逢いサポート企業登録 207社
- ・情報提供数 370件
- ・イベント累計数（イベント、セミナー含む） 738回
- ・総参加者累計数（イベント、セミナー含む） 8,514人
- ・相談件数 15,575件（うち親から 約6,950件）

重点目標	26年度	29年度	30年度	元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況
出逢いの場の情報提供数		200件	220件	240件	1.00
	10件 (26年10月)	205件	263件	370件	
結婚支援に取り組む市町数		20市町	21市町	22市町	1.00
	11市町 (25年11月)	20市町	21市町	23市町	

モニタリング指標	29年3月時点	30年3月時点	最新値
平均初婚年齢（県）	男性 30.7歳 女性 28.8歳（28年）	男性 30.7歳 女性 28.8歳（29年）	男性 30.7歳 女性 28.8歳（30年）
婚姻件数（県）	8,174件（28年）	7,937件（29年）	7,446件（30年）
50歳時未婚率（生涯未婚率）（県）	男性 20.41% 女性 10.26%（27年）	同左	同左

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	12,293	26,892	143,758	7,791	6,541

令和2年度の改善のポイントと取組方向

- 引き続きサポートセンターを中心に、市町や企業、団体等が行う、結婚を望む人のニーズに応じた多様な出逢いの場づくりの支援を行うなど、多様な主体との協創による取組を進めます。市町とは、「結婚支援・少子化対策担当課長会議」などを通して連携の強化を図るとともに、引き続き地域において実施するサポートセンターの出張相談を活用し、さまざまな主体間の連携の強化を図ります。
- サポートセンターの情報発信に加え、業界団体等と連携した取組をさらに進めるなど企業・団体と連携した情報発信の強化等を進めます。
これらの取組を中心に、市町や企業・団体との協創をさらに加速し、総合的な結婚支援に取り組んでいきます。
【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 4 不妊に悩む家族への支援

5年後のめざす姿

不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになっている状況をめざします。また、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の間に広がっている状況をめざします。

主な取組内容	①相談や情報提供【子ども・福祉部】 ②経済的支援【子ども・福祉部】 ③企業における休暇制度の導入の働きかけ【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数は目標を達成することはできませんでしたが、目標の85パーセントが達成されており、主な取組についても概ね進展していることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	-------------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 相談や情報提供については、不妊や不育症に悩む夫婦に対する専門相談（138件）、担当者向け研修会（参加者52人）、一般向け講演会（参加者38人）と当事者交流会（参加者20人）を実施しました。専門相談においては、体外受精等、治療に関する相談だけでなく、不妊治療を行うことへの迷いや夫や周囲との人間関係に関する相談も多く、内容は多岐にわたっています。
 今後も不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを進めることが必要です。
- 経済的支援については、特定不妊治療費助成件数（男性不妊治療含む）は、2,295件となりました。また、特定不妊治療費助成事業に加えて、県の上乗せ助成事業、不育症治療、第2子以降の不妊治療、一般不妊治療に対する助成事業を実施しました。
 引き続き、不妊や不育症に悩む夫婦がこれらの事業による助成を受けられるよう、実施市町の拡大に取り組む必要があります。
- 不妊治療と仕事の両立に向けた取組として、実態を把握するためのアンケート調査を実施しました。そのアンケート結果を踏まえ、不妊治療の理解を深めるためのリーフレットを作成して啓発を行い、支援に向けた関係機関との連携を図りました。引き続き不妊治療と仕事の両立に向けた支援が必要です。
- 小児、思春期、若年がん患者が、将来の妊娠の可能性を残すために、がん治療前に行う妊孕性温存治療にかかる費用について、助成事業を実施しました。引き続き、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望をかなえられるための支援が必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	26年度	29年度	30年度	30年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況
男性の不妊治療等、県独自の不妊治療助成に取り組む市町数		29市町	29市町	29市町	1.00
	19市町 (26年度)	29市町	29市町	29市町	
県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数（※新たに27年度に設定）		16市町	18市町	20市町	0.85
	5市町 (26年度)	16市町	16市町	17市町	

モニタリング指標	30年3月時点	31年3月時点	最新値
「不妊専門相談センター」への相談件数（県）	165件（29年度）	114件（30年度）	138件（元年度）

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	440,405	553,627	496,570	455,746	471,467

令和2年度の改善のポイントと取組方向

- 不妊に悩む夫婦の精神的負担の軽減を図るため、引き続き不妊専門相談センターにおける電話相談・面接相談を行うとともに、不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し治療を受けやすい環境づくりを進めるため、講演会等を開催します。
- 子どもを望みながら不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、初回の治療に限り、特定不妊治療費助成額を上限30万円まで支給するとともに、男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を行った場合、初回治療は上限30万円、2回目以降は上限15万円まで支給します。
また、引き続き、不妊や不育症に悩む夫婦が、特定不妊治療費助成事業に加えて、県の上乗せ助成事業、不育症や第2子以降の不妊治療、一般不妊治療に対する助成事業による助成を受けられるよう、県単事業を実施する市町の拡大に取り組めます。
- 不妊治療と仕事の両立が可能となるよう、新たに企業向けの啓発事業を実施するとともに、当事者が相談しやすい体制整備を行い、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。
また、引き続き国に対して、仕事をしながら、精神的な負担感なく安心して不妊治療を受けられるよう、企業における休暇制度の導入や制度の活用を働きかけるよう要望を行います。
- 引き続き、小児、思春期、若年のがん患者が、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対して助成します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

5年後のめざす姿

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいる状況をめざします。

主な取組内容	①市町の母子保健サービスの取組支援【子ども・福祉部】 ②市町の産後ケアの取組支援【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	判断理由
😊 (ある程度進んだ)	日常の育児について相談相手がいる親の割合は目標を達成できませんでしたが、妊娠期から子育て期にわたる支援のうち、産後ケアとして訪問・通所・宿泊等による母子のサポート体制がある市町数が目標値を上回って達成したため、切れ目のない支援体制づくりに向けた取組が「ある程度進んだ」と判断しました。

【※進展度：😄 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😐 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○市町が地域の実情に応じた母子保健体制を整備し効果的に事業を推進できるよう専門的視点で支援する母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、地域課題の分析及び事業評価、支援体制の整備、支援ネットワークの強化等、対象市町に応じた内容について必要な助言指導を行いました。

また、人材育成として市町の母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターの育成(37人)、母子保健担当者の研修、情報交換会を行うとともに、不妊治療助成、思春期ライフプラン教育事業への補助等を通じて市町の支援を行いました。

今後、これらの事業の活用を拡大させ、妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目のない支援が提供されるよう、「子育て世代包括支援センター」の設置をはじめ各市町の実情に応じた母子保健体制整備をさらに進めていく必要があります。

○産後ケア事業については27市町が実施し、産後の母子のサポート体制整備が進みました。今後も産婦健康診査事業などを活用した途切れない支援のための的確なアセスメントや関係機関との連携強化が必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	26年度	29年度	30年度	元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況
日常の育児について相談相手のいる親の割合	99.4% (26年度)	99.8% 99.6%	99.9% 99.3%	100.0% 98.9%	0.99
妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数	22市町 (26年度)	27市町 29市町	29市町 29市町	29市町 29市町	1.00
訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町数	2市町 (26年度)	11市町 18市町	20市町 22市町	22市町 27市町	1.00

モニタリング指標	30年3月時点	31年3月時点	最新値
妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数（県）	29市町（29年度）	29市町（30年度）	29市町（元年度）
5歳児健診を実施する市町数（県）	6市町（29年度）	7市町（30年度）	7市町（元年度）

予算額 （単位：千円）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	20,266	12,293	7,760	7,799	3,911

令和2年度の改善のポイントと取組方向

- 引き続き各市町の母子保健体制づくりに向けた情報提供や助言を行うとともに、各市町が他市町の取組を参考にできるよう意見交換会の場を設定します。また、子育て世代包括支援センターや市町母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターの養成を行います。
- 産婦健康診査事業の市町へのスムーズな導入を支援するとともに心身のケアや育児支援が必要な方への産後ケア事業の有効な活用を進めます。
- 妊娠届出時のアンケートを活用し、特定妊婦の早期把握や支援につなげるとともに産婦健康診査事業が市町で円滑に実施されるよう、関係機関で「三重県母子保健 健診マニュアル」を見直す検討会を行います。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

5年後のめざす姿

必要な産科・産婦人科医、小児科医等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整うとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、リスクの高い出産は周産期母子医療センター等で行うといった機能分担、連携体制が構築されている状況をめざします。また、医療的ケアが必要な子どもが安心して健やかに育てられるよう、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われている状況をめざします。

主な取組内容	①人材の確保・育成【医療保健部】 ②総合的なネットワーク体制の構築【医療保健部】 ③ハイリスク分娩への対応【医療保健部】 ④重症新生児への高度・専門的医療の提供【医療保健部】 ⑤在宅での療養・療育支援【医療保健部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	重点目標の4項目のうち3項目で目標を達成し、残る1項目も前年度より進展したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	-------------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着と偏在解消を進めることを目的に、キャリア形成プログラムの募集を行いました。また、県内の専門研修プログラムに94人の専攻医が登録を行いました。しかしながら、依然として産科・産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、引き続き、周産期関係の診療科についてプログラムの活用を働きかけ、必要な産科・産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図っていく必要があります。
- 本県における就業助産師は、人口10万人あたり24.8人と全国平均(29.2人)を大きく下回っていることから助産師修学資金の貸与等の取組を進めています。総数の不足だけでなく、就業先や地域間の偏在も生じていることから、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムを運用していく必要があります。
- 周産期死亡や新生児の救急搬送症例等に関する調査・研究事業の実施、症例検討会等とともに周産期医療関係者の資質向上等に取り組みました。また、「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するためのセミナーを開催しました。こうした取組を通じ、周産期母子医療センター間のネットワーク体制や周産期母子医療センターと地域の産科医療機関、助産所とのネットワーク体制のさらなる充実を図る必要があります。
- 県内5つの周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、医療機器整備を支援しました。出産年齢の高齢化等により出産にかかるリスクが高まる恐れがあることから、リスクの高い分娩に対応できる周産期母子医療センターの運営や体制整備を支援していく必要があります。
- 県所有の新生児ドクターカー(すくすく号)について、総合周産期母子医療センターが運営し、重症新生児の救急搬送の対応が行われました。新生児の救急医療体制を確保するため、引き続き新生児ドクターカーの運用を支援していく必要があります。
- 医療的ケアが必要な子どもの在宅医療に対応するため、多職種による連携体制の構築に取り組む市町等を支援しました。今後も多職種による連携体制やレスパイト体制の構築を、全県的な取組として展開していく必要があります。

【以上、医療保健部】

○医療的ケアが必要な子どもにかかる4つの地域ネットワークへの側面的支援を行うとともに、医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員等）の養成、障害福祉サービス等事業所職員の医療的ケアのスキルアップおよび地域ネットワークの機能強化（スーパーバイズ機能の構築）を目的とした研修会を開催するなどして、医療的ケアが必要な子どもの地域での受け皿を拡充しました。また、医療機器購入や喀痰吸引研修受講費の補助により、障害福祉サービス事業所等での受入れを促進し、日中活動の場やレスパイト（短期入所）先の確保を図りました。今後も、医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して生活できるための受け皿の整備を引き続き進めていく必要があります。

【子ども・福祉部】

重点目標	26年度	29年度	30年度	元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況
出産1万あたりの産科・産婦人科医師数		110人以上 (28年)	110人以上 (28年)	110人以上 (30年)	1.00
	96人 (24年)	121人 (28年)	121人 (28年)	144人 (30年)	
小児人口1万人あたりの病院勤務小児科医師数		5.5人以上 (28年)	5.5人以上 (28年)	5.5人以上 (30年)	1.00
	4.2人 (24年)	5.3人 (28年)	5.3人 (28年)	5.5人 (30年)	
就業助産師数		447人 (28年)	447人 (28年)	491人 (30年)	0.91
	359人 (24年)	420人 (28年)	420人 (28年)	445人 (30年)	
周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率		100.0%	100.0%	100.0%	1.00
	97.4% (26年度)	100.0%	100.0%	100.0%	

モニタリング指標	30年3月時点	31年3月時点	最新値
周産期死亡率（出産1000対）	5.7(28年)	3.5(29年)	2.9(30年)

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	944,088	984,720	814,065	827,075	857,791

令和2年度の改善のポイントと取組方向

- より多くの医師修学資金貸与者等に地域医療支援センターキャリア形成プログラムの活用を促し、若手医師のキャリア形成支援とあわせて、医師の地域偏在の解消につなげていきます。また、産科・産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、周産期関係の診療科についてプログラムの活用を働きかけ、必要な産科・産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図ります。
- 助産師の確保を図るため、引き続き、助産師修学資金の貸与等の取組を進めるとともに、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムの運用など助産師が医療機関においてモチベーションを持って正常分娩を担当できる体制構築に対する支援を行います。
- 高度で専門的な周産期医療を効果的に提供するため、救急搬送ルールの見直しなど周産期母子医療センターを中心に地域の産婦人科と基幹病院の小児科・産婦人科との連携を図る周産期医療ネットワーク体制のさらなる充実を図ります。
- ハイリスク分娩に対応する周産期母子医療センターの運営に対し支援を行うとともに、周産期医療に必要な医療機器等の設備整備を支援します。

○地域の医療機関等で産まれた重症の新生児を周産期母子医療センターへ搬送する間、医師が高度で専門的な医療を提供することができる新生児ドクターカー（すくすく号）の効果的な運用を支援します。

○保健・医療・福祉・教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制やレスパイト体制の構築、小児の在宅医療に対応できる訪問看護師等の医療従事者、支援の窓口となるコーディネーター、医療と療育・教育をつなぐ人材の育成等に取り組みます。

【以上、医療保健部】

○医療的ケアが必要な子どもにかかる4つの地域ネットワークへの側面的支援を行うとともに、医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員等）の養成、地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能の構築・推進、障害福祉サービス等事業所職員の医療的ケアのスタートアップ（スキルアップ）研修の実施、医療機器購入や喀痰吸引研修受講費の補助により、引き続き地域における受け皿の拡充に取り組みます。

【子ども・福祉部】


重点的な取組 7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援

5年後のめざす姿

低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進み、地域で安心して子育てができていく状況をめざします。

主な取組内容	①保育士の確保と処遇改善【子ども・福祉部】 ②低年齢児保育の拡充【子ども・福祉部】 ③病児・病後児保育の拡充【子ども・福祉部】 ④放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実【子ども・福祉部】 ⑤孫育てなど地域の子育て支援【子ども・福祉部】 ⑥子どもの「生き抜いていく力」を育む取組の支援【子ども・福祉部】 ⑦家庭教育の充実【戦略企画部】【子ども・福祉部】【教育委員会】 ⑧幼児教育の充実【子ども・福祉部】【教育委員会】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	 (あまり進まなかった)	判断理由	家庭教育に関して目標を大きく上回り達成したほか、保育所等の入所申込数の増加に対応するため、施設整備支援などによって施設面での定員を増やすことはできましたが、保育士配置基準の高い低年齢児の利用ニーズを満たす保育士の確保が困難なことなどにより、保育所の待機児童数や放課後児童クラブの待機児童数に関する目標が達成できなかったことから、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	---	------	---

【※進展度：  (進んだ)、 (ある程度進んだ)、 (あまり進まなかった)、 (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていく必要があります。また、令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」による、保育ニーズの変化に対して、適切に対応していくことが必要です。

○待機児童を解消するため、保育所等の整備への支援や、私立保育所等に年度当初から保育士を加配して、低年齢児保育の充実を図る市町への支援を行いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談（795件）や新任保育士の就業継続支援研修（169人）、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修（130人）を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付（59人）を行いました。あわせて、平成30年度に実施した県内の潜在保育士（約11,000人）に対する就労等意識調査の結果を受けて、保育所等が働きやすい職場となるよう、保育士の負担軽減を図る保育支援者を活用する事業や、保育士の求人情報や研修事業、保育士へのインタビューなど、県内の保育に関するきめ細かな情報を発信するウェブサイトの構築に取り組みました。同時に、保育士の離職防止を図り、定着につなげていくために、これまで企業等を対象に取り組んだ「イクボス」推進のノウハウを活用して、保育所に特化したイクボス普及を「ホイクボス」として推進し、保育所内のコミュニケーションを強化するなど、「働きやすく、風通しのよい保育の職場環境づくり」に取り組みました。今後は保育現場の事務作業の軽減、効率化に取り組んでいく必要があります。

さらに、経験年数や研修による技能の習得による保育士等の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修（2,097人）を実施しました。受講要件の経過期間中（令和3年度末まで）に全ての保育士等が研修を受講できるよう、計画的に進めていく必要があります。また、

家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、児童の処遇の向上を図る市町を支援するとともに、専門性の向上に向けた人権保育研修（744人）を実施しました。引き続き、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。

- 病児・病後児保育事業の施設整備および運営を支援しました。引き続き、地域の実情に応じて、病児・病後児保育の施設整備、運営を支援していく必要があります。
- 放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員認定資格研修（338人）や子育て支援員研修（放課後児童コース）（13人）、放課後児童支援員等資質向上研修（42人）を実施しました。引き続き、待機児童の解消に努めるとともに、保育の質の向上や人材確保に努める必要があります。
- 地域の子育て応援については、市町と連携して、「子育て・子育てマイスター養成講座」や「孫育て講座」などにより、地域で活動する人材の育成を行うとともに、妊娠期から小学生の親同士が交流する機会や男性向けの子育て応援講座を設け、子育て中の保護者の不安や悩みの軽減を図りました。また、マイスター養成講座等の修了者に対し、フォローアップ研修を開催し、子育て中の保護者とのよりよい関わりができるような実践的な学びと参加者同士の交流の機会を提供しました。

今後は、育成した人材が積極的に地域で活動できるよう、活動に必要な情報の提供など、市町と連携して支援に取り組む必要があります。また、保護者が交流する機会について市町の取組を促進する必要があります。

男性向けの子育て応援講座については、企業や地域団体などさまざまな主体と連携し取り組むとともに、講座内容の充実を図ります。

子育て家庭支援の主な取組の概要は、次のとおりです。

【主な子育て家庭応援の取組】

○子育て・子育てマイスター講座実施事業

地域で子育て家庭を応援する人材の育成として、市町と連携し、基礎および応用講座（全4回）を行いました。

菰野町で実施 養成人数：38人

○孫育て講座実施事業

地域の子育て支援を祖父母世代の方々が取り組むために、現在の子育て事情や子どもや孫に対する具体的な関わり方、今後、必要とされる知識や実技を学ぶことができる講座（全3回）を市町と連携して実施しました。

玉城町、度会町、紀宝町 3市町で実施 養成人数：53人

○みえの親スマイルワーク実施事業

乳幼児から学齢期の子を持つ親同士が子育てに関するテーマをもとにさまざまな悩みや思いを語り合うことを通して、アドバイスが得られるワークショップを、市町やPTAと連携し実施しました。

教育委員会、三重県PTA安全互助会と連携した実施回数 28回 1,042人参加

- 平成28年度に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、福祉・教育部局が連携しながら、市町と連携して家庭教育応援の取組を推進しました。市町におけるモデル事業では、亀山市、菰野町、玉城町において地域の実態をふまえたネットワークづくりや人材育成などを進めるとともに、家庭教育の推進に関する市町担当者会議を開催し、先進事例の共有等を図りました。また、家庭教育の応援や、子どもの体験活動の重要性を啓発するリーフレットを子育て支援センター等へ配布しました。また、家庭教育を支援する市町・団体数については、市町や多くの団体に働きかけることなどにより目標を達成することができました。今後も、多様な主体とともに県内全体で家庭教育応援の取組が進むよう働きかける必要があります。

- 野外体験保育に積極的に取り組もうとする保育所や幼稚園等にアドバイザーを派遣し、当該施設の取組を促進しました。また、保育所や幼稚園等において主体的に野外体験保育に取り組む人材の育成や、野外体験のフィールドを有する施設の職員などを対象に人材の育成を行いました。また、保育所や幼稚園等施設職員等を対象にした事例研究会を開催し、さまざまな事例や野外体験保育の有効性を共有し野外体験保育の理解を深めました。野外体験保育に、取り組む保育所や幼稚園等が広がるよう、幅広く周知を図るとともに、アドバイザー派遣や事例検討の取組を進めることに加え、保育所・幼稚園等が継続的に野外体験保育に取り組むことができるよう、園長等管理職の理解が進み、園全体で取り組む機運の醸成が必要です。
- 公教育の一翼を担っている私立幼稚園において、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が推進されるよう支援しました。引き続き特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園が、円滑に移行できるよう支援する必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

- 子どもたちの自己肯定感や、やり抜く力などを育む効果的な指導の実践や環境づくりを進めるため、重点市町を指定して、幼児教育普及員を派遣し、研修会や公開保育等で指導・助言を行いました。さらに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」について、実践事例を加えた改訂版を作成し、県内の幼稚園、小学校等に配付しました。今後も、手引きや実践研究の成果をさらに普及し、効果的な指導方法や保幼小の円滑な接続等について取組を進める必要があります。
- 就学前の子どもたちが適切な生活習慣を身につけられるよう、幼稚園等における就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの活用を進めています。引き続き、幼稚園等が家庭と連携して生活習慣の確立に取り組めるよう、支援を行う必要があります。

【以上、教育委員会】

- 幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための新任研修や園内研修への支援等を実施しています。引き続き、就学前教育を担う人材の資質向上に努めていく必要があります。

【子ども・福祉部、教育委員会】

重点目標	26年度	29年度	30年度	元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況
保育所の待機児童数（県）		48人	24人	0人	0
	48人 (26年4月1日)	100人 (29年4月1日)	80人 (30年4月1日)	109人 (31年4月1日)	
放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置する小学校区の割合（県）		92.0%	93.0%	93.0%	1.00
	88.0% (26年5月)	93.3%	94.9%	95.1%	
放課後児童クラブの待機児童数（※新たに27年度に設定した項目）		42人	21人	0人	0
		43人 (29年5月1日)	74人 (30年5月1日)	55人 (元年5月1日)	
家庭教育を支援する市町・団体数（累計）（※新たに27年度に設定した項目）		43市町・団体	59市町・団体	110市町・団体※	1.00
		45市町・団体	88市町・団体	166市町・団体	
小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合（※新たに27年度に設定した項目）		84.2%	92.0%	100%	0.56
		58.0%	58.3%	56.1%	

※「家庭教育を支援する市町・団体数（累計）」は平成30年度に平成31年度の目標値（当初）74市町・団体を達成したことから、110市町・団体へ変更しました。

モニタリング指標	30年3月時点	31年3月時点	最新値
保育士の平均勤続年数（県）	10年6か月 (29年4月1日)	10年8か月 (30年4月1日)	10年11か月 (31年4月1日)
低年齢児（0～2歳）保育所利用児童数（県）	13,930人 (29年4月1日) (保育所・認定こども園・地域型保育の合計)	14,309人 (30年4月1日) (保育所・認定こども園・地域型保育の合計)	14,153人 (31年4月1日) (保育所・認定こども園・地域型保育の合計)
病児・病後児保育所の実施地域数（県） (ファミリー・サポート・センターの病児・緊急対応強化事業を含む)	25市町（29年）	25市町（30年）	25市町（元年）

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	6,288,926	7,260,841	7,293,978	7,697,969	9,582,827

令和2年度の改善のポイントと取組方向

- 「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児教育・保育の総合的な提供等が図られるよう、保育所や認定こども園等に対する給付を行う市町に対して支援を行います。また、令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」について、制度が円滑に進められるよう、窓口である市町や保育所等に対して、要した費用の一部負担や丁寧な相談支援等を行ってまいります。
- 待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援を行います。また、潜在保育士の現場復帰支援や新任保育士の就業継続支援、保育士修学資金貸付等を行い、市町や高等学校と連携して保育士確保に向けた取組をより一層進めます。さらに、「保育士・保育所支援センター」のウェブサイトを活用して、きめ細かな情報発信等を行い、新たな雇用につなげてまいります。あわせて、保育士等の処遇改善を推進するため、要件となっているキャリアアップ研修を計画的に実施します。
- 保育所におけるICT等を活用した作業負担の軽減、効率化等の取組を支援することで、早期離職の防止等による保育士の人材確保を図ります。また、工夫しながら働きやすい職場環境づくり等を進める取組に対する表彰制度を創設し、保育現場のモチベーション向上に取り組むとともに、保育士が保育業務に専念することができる労働環境の整備を促進し、質の高い保育の提供につなげていきます。
- 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の設置・運営を支援するとともに、引き続き放課後児童支援員等の研修を実施し、人材の確保と資質向上に努めます。また、病児・病後児保育の充実に向けて、医療機関や保育所等での施設整備を支援するとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、事業の促進を図ります。これらの取組を通じて、市町が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援事業の推進を支援します。
- 市町と連携して、これまでに「子育て・子育てマイスター養成講座」や「孫育て講座」を受講した人たちの、地域における子育て支援や家庭教育応援などの活動を支援します。
- 「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、県内各地で家庭教育応援の取組が進むよう、これまで取り組んできたモデル事業などの取組事例の共有や意見交換等を行うことにより市町の取組を支援します。また、妊娠期から小学生の親同士の交流機会や学習機会となるワークショップ等を開催する市町を支援することで開催市町の拡大を図るとともに、男性を対象に子どもの生活習慣や自主性について考え、積極的な子育てへの参加を考える場づくりを促進します。
- 野外体験保育について、引き続き保育所や幼稚園等の取組支援を行うとともに、育成してきた人材の活用を図ります。また、野外体験保育に取り組む保育所や幼稚園等が広がるよう、事例研究会や園長等向けの研修会を実施します。

○私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園が円滑に移行できるよう、引き続き支援していきます。

【以上、子ども・福祉部】

○教育委員会に幼児教育センターを設置し、幼児教育アドバイザーを派遣して市町と連携しながら各園における教育・保育に助言・支援するとともに、幼児教育アドバイザーや県の取組に助言を行う幼児教育スーパーバイザーを配置し、関係部局が連携・協力して、県内全ての幼稚園・認定こども園・保育所において、質の高い幼児教育・保育が行われるよう取り組みます。また、就学前の子どもの生活習慣の確立を促すため、生活習慣チェックシートの活用を促進します。

【教育委員会】

○幼稚園教諭や保育士等の専門性を高める新任研修や園内研修への支援等を実施することにより、就学前教育を担う人材の資質向上を推進します

【子ども・福祉部、教育委員会】

重点的な取組 8 男性の育児参画の推進

5年後のめざす姿

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるとともに、子どもの生き抜く力を育む子育てに男性が積極的にかかわることができるようになっていく状況をめざします。

主な取組内容	①普及啓発、情報提供【子ども・福祉部】 ②人材の育成【子ども・福祉部】 ③企業等への働きかけ【子ども・福祉部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	「育児休業制度を利用した従業員の割合」について目標を達成できなかったものの、前年度より割合が大きく上昇したこと、また「みえのイクボス同盟」の加盟団体数が大幅に増えて全国1位となり、「みえの育児男子プロジェクトに参加した企業、団体数」が目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
------	-------------	------	--

【※進展度：😄 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○男性の育児参画について、「第6回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」では、応募者の裾野を広げるため、男性の子育てエピソードやイクボスのエピソードの募集に加え、新たに男性の料理エピソードを募集する部門を設けたほか、夫婦や親子などが一緒に料理を作ったり食べたりすることで絆を深めることを応援する活動をしている企業と連携して周知等した結果、過去2番目の599件の応募がありました。応募のあったエピソードについては審査のうえ、企業と連携した表彰式の開催や受賞エピソードを掲載した冊子の作成・配布等により、男性の育児参画の普及・啓発に努めました。

また、男性の家事参加で料理の割合が低いことから、料理エピソード部門の関連イベントとして、企業と合同で初心者向けの料理教室を2回開催しました。

父の日には、複数の企業や団体と連携して、男性でも参加しやすい家事講座や子育て家庭応援に関するPR、子連れでの外出等に関するアンケートなどを行い、男性の育児参画の気運醸成を図りました。

県や企業等が実施する子育て関係イベントなどで男性の育児参画に関する情報にふれる人は、育児参画への意識が高い人が多いことが考えられ、育児参画への意識が低い人への普及・啓発が必要です。

○イクボスの取組や精神が県内各地に広がり、女性の活躍や男性の育児参画が当たり前の社会、子育て家庭を含む全ての家族に優しい三重が実現することをめざし、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む企業経営者等で構成する「みえのイクボス同盟」について、商工関係団体や建設業関係団体と協働して加入促進に努めた結果、加入団体数が令和2年3月末現在で736企業・団体となり、全国1位の加入数となりました。今後は、各団体のイクボスや働き方改革等にかかる優良取組事例の加入団体間での情報共有など、同盟の加入数を生かした取組を進める必要があります。

○男性育児参画を推進するために、従業員が育児支援に関する制度が利用しやすい「職場風土づくり」に関するノウハウやスキル、課題や悩み等を一緒に考え、「働きやすい職場風土

づくり」を地域全体に広げることをめざし、みえのイクボス同盟加盟企業等を中心に参加を呼びかけて、企業同士が互いに学び合う情報交換会を県内3カ所で開催しました。引き続き、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう取り組んでいく必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	26年度	29年度	30年度	元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数(累計)		180企業・ 団体	240企業・ 団体	300企業・ 団体	1.00
	5企業・団体 (27年1月)	209企業・ 団体	253企業・ 団体	845企業・ 団体	
育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性)【※】		10.0%	12.0%	14.0%	0.54
	4.2%	5.0%	4.4%	7.6%	

【※】三重県内事業所労働条件等実態調査(雇用経済部)により把握。

モニタリング指標	30年3月時点	31年3月時点	最新値
男性の家事・育児時間(県、一日あたりの平均) (総務省「社会生活基本調査」)	66分(28年)	同左	同左

予算額	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
(単位：千円)	9,853	4,784	3,421	4,809	3,192

令和2年度の改善のポイントと取組方向

- 男性の育児参画をより一層推進するため、引き続き「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」事業などの「みえの育児男子プロジェクト」による普及啓発や情報発信、ネットワーク作りに取り組めます。
- 若い世代を中心に育児休業・育児休暇の取得を希望する男性従業員が増加しており、それに対する支援が課題と認識する企業等も多くなってきていることから、企業等が男性の育児休業等の取得を推進するための課題や悩み等を共有し、具体的なノウハウやスキルを取得できる取組を行います。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 9 子育て期女性の就労に関する支援

5年後のめざす姿

就労継続や再就職支援の取組により、妊娠・出産・子育て等と両立しながら働きたいと考える多くの女性が、希望する形で就労できている状況をめざします。

主な取組内容	①学生への就労継続を考える機会の提供【雇用経済部】 ②希望がかなう労働環境づくり支援【雇用経済部】 ③キャリアアップ支援【雇用経済部】 ④再就職後のフォローアップ【雇用経済部】 ⑤職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	重点目標を達成したほか、主な取組が概ね進展していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	---------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 県が実施した調査結果やデータ等も踏まえて、就職活動に際して自身のライフイベントにおいて考慮すべきことや、キャリアデザインについて考えていただく機会を、大学および短大（計2校、参加者53名）の授業の一環として提供するとともに、仕事と家庭の両立を体験的に学ぶ「仕事と家庭の両立体験プログラム」を実施（受入企業4社、参加学生8名）し、男子学生の育児参画意識も含め、女性の就労継続に向けたライフプラン・キャリア形成を支援しました。引き続き、女性の就労継続の意識啓発に取り組む必要があります。
- 再就職をめざす女性等を対象としたスキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な再就職支援（参加者118名）や企業向けの女性就労啓発セミナー（参加者96社、112名）を実施するなど、働きたい女性が希望する形で就労がかなう労働環境づくりを進めました。
こうした取組の中で、女性の就労に向けた課題等を把握し、再就職などを希望する女性のニーズに合わせた取組を進める必要があります。

【以上、雇用経済部】

- 県内企業・団体等に対し、「女性の活躍推進三重県会議」への加入や取組宣言の実施について働きかけを行ったところ、令和2年3月末時点の会員数は507件、自主取組宣言数は147件となり、また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出状況（努力義務分）は令和元年12月末時点で329件（全国3位）となっています。今後も引き続き、女性の活躍推進に賛同いただける企業等の三重県会議への加入促進や、県内中小企業等への一般事業主行動計画の周知等に取り組み、女性の活躍推進の気運をさらに高めていく必要があります。
- 「みえの輝く女子フォーラム2020」を開催し、リーダー層や男性の意識改革を促す講演会を実施しました。また令和元年度は、これまでの「気運醸成」から「行動」へとステージを進めるための新たな取組として、「仕組み」を変えることで「行動」が変わり、女性の活躍につながった事例を表彰する「チェンジ・デザイン・アワード2020」を実施したほか、「みえの女性リーダー育成講座『みえたま塾』」を通じて、リーダー候補となる女性人材の育成支援に取り組みました。今後も「チェンジ・デザイン・アワード」の実施を通じ、仕組みを変えることの意義を浸透させるとともに、「みえたま塾」の成果をふまえ、県内における女性リーダーの育成の気運を高めていきます。

【以上、環境生活部】

重点目標	26年度	29年度	30年度	元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況
学生に対するキャリア形成支援を行う高等教育機関数		6校	8校	10校	1.00
	0校	7校	8校	10校	

モニタリング指標	30年3月時点	31年3月時点	最新値
25～44歳女性の就業率（県） （総務省「就業構造基本調査」）	58.3%（24年）	64.7%（29年）	64.7%（29年）

予算額	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
（単位：千円）	21,808	26,368	15,930	4,292	9,095

令和2年度の改善のポイントと取組方向

- 学生に対し、就職活動に際して自身のライフイベントにおいて考慮すべきことや、将来のキャリアをデザインすることを考える機会を提供し、女性の就労継続に関する意識啓発を図ります。
- 個人の状況に応じたライフプランニング等の作成を行うとともに、ICTの利活用によるスキルアップ研修や意欲向上等の研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な（再）就職支援を実施します。

【以上、雇用経済部】

- 引き続き、女性が活躍できる環境整備に向けて、企業等を対象とした講演会や交流会を開催するとともに、「チェンジ・デザイン・アワード」を実施し優良事例の顕彰と共有により、「仕組み」を整える意義の浸透を図ります。また、女性活躍推進法の改正をふまえ、新たに、中小企業等における一般事業主行動計画の策定支援を行い、「気運醸成」から「行動」につながるステージをめざします。

【以上、環境生活部】

重点的な取組 10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援

5年後のめざす姿

安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりに向けた企業の取組が進むとともに、職場の管理職が「イクボス」となるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む、子育てに優しい企業が増えている状況をめざします。

主な取組内容	①ワーク・ライフ・バランスの取組促進【雇用経済部】 ②企業等による地域子育ての活発化【子ども・福祉部】 ③マタハラ、パタハラのない職場づくり【環境生活部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	😊 (進んだ)	判断理由	重点目標を達成したほか、主な取組が概ね進展していることから、「進んだ」と判断しました。
------	---------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○働き方改革推進のため、企業経営者や労務管理の担当者等を対象としたセミナーを開催するなど労使団体等と連携した啓発・普及に取り組むとともに、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度では、65社を登録、うち4社を表彰し、それらの優れた取組事例を広く紹介しました。今後も、より多くの企業・業種から申請がなされるよう、申請の少ない業種への企業訪問など制度のさらなる周知啓発が必要です。

また、働き方改革をさらに進めるため、働き方改革に意欲的な中小企業に働き方改革の取組状況に応じて、アドバイザーを派遣し、生産性の向上や労働環境改善などの課題解決を図りました。

引き続き、県内で広く「働き方改革」が進むよう取り組むとともに、労働力不足が深刻な業種や規模の小さい企業を対象に、課題解決に向けた取組が必要です。 【雇用経済部】

○地域の企業や子育て支援団体が参画し活動する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、「第14回子ども応援！わくわくフェスタ」を三重県総合文化センターで開催し、約6,000人の子育て家庭等の参加がありました。また、子どもが自らの夢の実現に主体的に取り組む「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」や「ありがたいの一行詩コンクール」にも連携して取り組みました。

民間の事業者における子どもの育ちや子育て家庭を支える気運の醸成を図るため、「子育て家庭応援クーポン」協賛店舗の拡大に取り組みました（令和2年3月末時点：協賛店舗数2,422店舗）。今後も子どもや子育て家庭への支援活動が会員の主体的な参加により展開されるよう、ネットワークと連携して取り組む必要があります。

○県とイオンとの包括提携協定の一環として開始した「みえ 子育てWAON」の取組（利用金額の一部を県こども基金へ寄附）の周知を行い、財源の確保に努めました。加えて、Trim社との包括的連携協定により、アスト津に設置した個室型ベビーケアルーム（mamaro：ママロ）の利用促進に努めました。引き続き、企業や団体等と連携し、子育て支援をはじめとするさまざまな活動を進めていく必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

○マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくりのため、令和元年9月に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」において、言葉の認

知度や経験の有無について尋ね、現状を把握するとともにその結果を公表しました。また、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町・企業・団体等に出向き講演する「フレンテトーク」により、男性中心型労働慣行の見直しやハラスメント防止の取組を支援しました。働く女性が安心して妊娠・出産し、男女がともに子育てをしながら仕事を継続できる職場づくりが進むよう、引き続き企業等への支援を行っていく必要があります。
【環境生活部】

重点目標	26年度	29年度	30年度	元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
ワーク・ライフ・バランスの推進 に取り組んでいる事業所の割合		53.5%	59.0%	65.0%	1.00
	31.8% (25年度)	66.9%	68.3%	71.3%	

モニタリング指標	30年3月時点	31年3月時点	最新値
労働者からのマタニティ・ハラスメント関連の相談件数（三重労働局集計）	169件（29年度）※	205件（30年度）※	110件（元年度）※

※平成28年度から事業主等からの相談件数も含まれている。

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	68,895	60,542	40,747	43,046	31,947

令和2年度の改善のポイントと取組方向

- 働く意欲のある全ての人々が、多様な働き方を選択し、自らの能力・スキルを発揮することにより、いきいきと働き、地域の中で活躍できるよう、長時間労働の是正や、柔軟な就労形態の導入、有給休暇の取得促進など、企業における働き方改革を県内に広く展開させるとともに、企業の生産性向上や人材確保・定着促進につなげていきます。また、取組を先導するリーダー企業を育成するとともに、リーダー企業が中心となって課題のある企業同士が意見交換を行う場を設けることで、実践的な取組につなげます。 【雇用経済部】
- 平成30年度に「みえの子ども白書2019」を作成するにあたり実施したアンケート調査によると、「子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思う」大人の割合が減少しているという結果が出ていることから、引き続き「みえ次世代育成応援ネットワーク」などさまざまな主体と連携し、子どもの育ちを見守る気運を醸成する取組を進めます。
【子ども・福祉部】
- 令和元年9月に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、マタハラでは「妊娠中や産育休明けに、心ない言葉を言われた」(6.3%)、パタハラでは「子育てのための休暇・休業などについて相談できる職場文化がなかった」(7.0%)などの回答が見られたことから、引き続き企業等における取組が進むよう支援していく必要があります。
【環境生活部】

重点的な取組 11 子どもの貧困対策

5年後のめざす姿

「三重県子どもの貧困対策計画」（平成 28 年度～31 年度）に基づき、子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

主な取組内容	①教育の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【環境生活部】【農林水産部】【教育委員会】 ②生活の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【雇用経済部】【県土整備部】 ③保護者に対する就労の支援【子ども・福祉部】【雇用経済部】 ④経済的支援【子ども・福祉部】 ⑤包括的かつ一元的な支援【子ども・福祉部】【環境生活部】【教育委員会】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	重点目標は達成できなかったものの、主な取組が概ね進展していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
------	-------------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 「三重県子どもの貧困対策計画」に基づく「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」および「包括的かつ一元的な支援」の5つの支援を柱として総合的に取組を進めました。主な取組は以下のとおりです。

- ・スクールカウンセラー（以下、「SC」という）については、県内全 153 公立中学校区（義務教育学校を含む）に配置し、小学校から中学校への途切れのない支援ができるよう、中学校区で同じSCとするとともに、学校の状況に応じて市町教育委員会が柔軟に配当時間を決定できる仕組みとしています。また、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という）を各学校からの要請に応じて派遣するとともに、県立学校7校を拠点に、その近隣中学校区への巡回を行いました。問題行動の背景は多様化、複雑化しており、不登校も増加傾向にある中、地域の福祉等の関係機関と連携し、子どもたちを取り巻く保護者や関係者への働きかけや、SCとSSWが連携したチームによる支援を充実させていく必要があります。

【教育委員会】

- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する7市への支援を行いました。
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、就業相談員がハローワークや福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就労相談を行うとともに、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親の能力開発を行い、就業を支援しました。
- ・生活困窮者自立支援法に基づき、県所管地域（多気町を除く郡部）の生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の中学生を対象に、学習習慣の確立、志望校への進学支援などの学習支援を行うとともに、高校生をはじめ、高校を中退した人、中学校卒業後

進学していない人（以下、「高校生世代」という）を対象に、進学、就労に向けた進路選択や再就学等の相談支援等に取り組み、高校生世代3人、中学生12人を支援しました。その結果、中学3年生3人のうち3人とも高校進学をすることができました。今後も、生活困窮家庭の中学生、高校生世代を対象に学習の場の提供、相談支援等を行うことにより、高校、大学等への進学および安定した就職に結びつくよう支援していく必要があります。

- ・ひとり親家庭の子どもが就学に必要な資金や生活に必要な資金等について、303件の母子父子寡婦福祉資金の貸付を行いました。また、ひとり親家庭の生活と自立支援のため、児童扶養手当を支給しました。

【以上、子ども・福祉部】

- ・県立高等学校授業料に充てる就学支援金の支給のため、一定の要件を満たす世帯に属する生徒31,238人に対し、就学支援金受給資格を認定しました。低所得世帯における授業料以外の教育費負担を軽減するため、3,692人に対して奨学給付金を支給しました。また、通信制を除く非課税世帯の第1子の給付額を増額しました。経済的理由により修学が困難な者440人に対し、修学奨学金を貸与しました。引き続き、これらの制度のきめ細かな周知を行っていく必要があります。
- ・小中学校入学時の学用品等の購入費用についても、各家庭の負担が大きいことから、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の前倒し支給の検討を各市町へ働きかけました。その結果、前倒し支給を行う市町が平成30年度の小学校17市町、中学校24市町から、令和元年度は小学校25市町、中学校27市町と、小中学校ともに増加しました。

【以上、教育委員会】

- ・「三重県子どもの貧困対策計画」（平成28年度～令和元年度）が最終年度であることから、県内の貧困家庭等を対象にアンケート調査を行い、実態を把握するとともに、ひとり親家庭等の支援を行う団体や子ども食堂、学習支援を行う関係者等で構成する懇話会や、児童養護施設退所者の意見等をふまえ、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」を策定しました。引き続き、三重県子どもの貧困対策推進会議（以下、「推進会議」という）等を活用し、子どもの貧困対策に取り組む関係団体間の顔の見える関係づくりや連携強化を進めます。

【子ども・福祉部】

- 「第二期子どもの貧困対策計画」に基づき、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」および「身近な地域での支援体制の整備」について、総合的に取組を進める必要があります。特に、支援体制の整備を進めるためには、引き続き、県、市町、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて得た情報を共有・活用して、貧困の状況にある子どもやその保護者を早期に発見し、支援を行うことができる体制の整備を図る必要があります。また、推進会議の活動を通じて、子どもの貧困に関わるさまざまな団体同士の顔の見える関係づくりやネットワークを構築する必要があります。

【子ども・福祉部】

重点目標	26年度	29年度	30年度	元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況
生活困窮家庭またはひとり親 家庭に対する学習支援を利用 できる市町数（※新たに27年度 に設定した項目）		25市町	27市町	29市町	0.97
	6市町	25市町	28市町	28市町	

モニタリング指標	30年3月時点	31年3月時点	最新値
生活保護世帯における子どもの数（人） とその割合	1,553人 0.55%	1,522人 0.55%	1,370人 0.50%
子どもの貧困率（全国）	13.9% (27年)	同左	同左
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の 貧困率（全国）	50.8% (27年)	同左	同左

予算額	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
（単位：千円）	7,092,257	8,461,906	7,911,089	7,861,070	7,853,328

令和2年度の改善のポイントと取組方向

○「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の5つの支援の柱全てに令和6年度までの数値目標とモニタリング指標を設定しており、取組が着実に進むよう、PDCA（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより、全庁的に子どもの貧困対策を推進していきます。

【子ども・福祉部】

令和2年度の主な取組は以下のとおりです。

- ・ いじめや暴力行為に対して学校全体で取り組む体制を整備し、SCを効果的に活用した教育相談や、SSWを県立学校やその近隣中学校区に派遣し、支援を行います。また、学校だけでは解決が難しい問題については、SC、SSW、生徒指導特別指導員等が連携してチームでの支援を行います。
- ・ 高等学校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。また、奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯を新たな支給対象として、随時、申請を受け付けるとともに、入学時の負担が大きい新入生に対して一部前倒し給付できる制度とします。あわせて、修学奨学金の緊急貸付や授業料の減免を引き続き実施します。
- ・ 小中学校における「新入学学用品費等」の入学前支給がさらに進むよう、引き続き市町の状況を把握するとともに、国の就学援助に係る財政支援等の動向について市町へ情報提供を行います。 【以上、教育委員会】
- ・ ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町を支援するとともに、生活困窮家庭の子どもの学習支援事業については、引き続き中学生および高校生世代を対象に学習の場の提供、相談支援等を行い、高校および大学等への進学及び安定した就職に結びつくよう支援します。

- ・三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援等を行うとともに、日常生活支援等を行う市町を支援します。
- ・引き続き、推進会議により、行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて把握した情報を共有・活用し、地域の実情に応じて、貧困の状況にある子どもとその保護者を早期に発見し、包括的かつ一元的な支援を行う体制づくりへの支援を行います。
- ・令和2年3月に策定した「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（令和2年度～6年度）に基づき、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「身近な地域での支援体制の整備」について、総合的に取組を進めます。また、引き続き推進会議等を活用し、子どもの貧困対策に取り組む関係団体間の顔の見える関係づくりや連携強化を進めます。【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 12 児童虐待の防止

5年後のめざす姿

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られている状況をめざします。

主な取組内容	① 予期しない妊娠への対応【子ども・福祉部】 ② 虐待があった家族への支援【子ども・福祉部】 ③ 市町の児童相談体制の強化【子ども・福祉部】 ④ 関係機関の連携強化【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	😊 (進んだ)	判断理由	重点目標について達成したことから、「進んだ」と判断しました。
------	---------	------	--------------------------------

【※進展度：😊 (進んだ)、😐 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😡 (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 令和元年度の県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は●●件【6月上旬把握】に達し、特に相談件数の多い北勢地域で機動的に対応できるようにするため、北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の担当課等を独立させ、管内の県鈴鹿庁舎内に新たに鈴鹿児童相談所を設置しました。
- 児童相談センターと県警少年課をオンラインで結び、24時間、必要な情報の共有を行いました。
- 被虐待児童の安全確保や指導等を必要とする児童を保護するため、県内2か所の一時保護所や施設等への委託一時保護において延べ●●人【6月上旬把握】を一時保護し、心のケアやカウンセリングを行いました。今後も引き続き適切に対応する必要があります。
- 児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、家族の再統合などのアセスメントを的確に行うため、研究機関によるAI技術を利用した児童相談業務システムの実証実験への協力を行いました。今後はアセスメントのさらなる向上を図る必要があります。
- 市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（12市町16回）や児童相談の進行管理等に助言するスーパーバイザーの派遣（5市町14回）を行いました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。
- 子どもの権利擁護を推進するため、コーディネーターを中心とした、児童相談所、警察、司法、医療等の多機関連携の推進や、虐待を受けた子どもの負担軽減を目的とした児童相談所、警察、検察の三者による協同面接への取組、児童の本音や事実を聞き取るためのアドボカシー研修の実施、適切な家庭復帰に向けた手法の構築に取り組みました。今後も、子どもの目線に立った対応を行うため、これらの取組を継続・強化する必要があります。
- 予期しない妊娠への電話相談「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」を実施（相談件数：88件）するとともに、高校、コンビニ、スーパー等にカードを配布し（933カ所、カード配布数：約77,000枚）相談窓口を周知しました。引き続き、望まない妊娠を予防するため、性や妊娠に関する正しい知識の啓発等の取組の推進が必要です。
- 「妊娠届出時アンケート評価会議」においてアンケートの分析、評価を行うことにより、

保健、医療分野の連携体制の一層の強化を図り、特定妊婦の早期把握、早期支援につなげる検討を行いました。

- 産婦健康診査事業が市町でスムーズに導入されるよう、健診票やマニュアル作成、医療従事者向けの研修会を開催しました。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	26年度	29年度	30年度	元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況
児童虐待により死亡した 児童数		0人	0人	0人	1.00
	0人 (25年度)	1人	0人	0人※	

※児童虐待による死亡の疑いのある事案が発生しており、現在捜査中であるため、今後、実績値に変更が生じる場合があります。

モニタリング指標	30年3月時点	31年3月時点	最新値
児童虐待相談対応件数（県）	1,670件 (29年度)	2,074件 (30年度)	●件 (元年度)

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	52,750	51,539	50,392	55,932	53,940

令和2年度の改善のポイントと取組方向

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- 被虐待児童の安全確保や指導等が必要な児童の保護のため、県内2か所の一時保護所や施設等への委託一時保護において適切に対応します。
- 児童相談所における対応力の強化のため、A I技術の活用によるリスクアセスメントの精度を高め向上を図るとともに、一時保護等にかかる迅速な意思決定により児童の安全を確保します。また、ニーズアセスメントツールの精度を高めることにより、児童虐待の再発防止や家族再統合を進めます。
- 市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化や子ども総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成を支援することで、県全体での対応力強化を図ります。
- 多機関連携、協同面接、アドボケイト養成、家庭復帰プログラムなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。
- 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、「子ども虐待防止啓発月間」を中心とした啓発活動を実施し、児童虐待防止に対する気運の醸成を図ります。
- 妊娠期からの虐待予防に向けて、引き続き「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」を設置し、予期しない妊娠の相談支援に取り組むとともに、産婦健診が市町で円滑に実施されるよう検討会や研修会を開催します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 13 社会的養護の推進～里親委託と施設の小規模化等の推進～

5年後のめざす姿

社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、「三重県家庭的養護推進計画」（平成27年度～41年度）に基づき、児童養護施設、乳児院の本体施設の小規模化および小規模グループケア化、施設のない地域への分散化、および里親・ファミリーホームへの委託が進んでいる状況をめざします。

主な取組内容	①里親委託の推進【子ども・福祉部】 ②里親の養育技術の向上【子ども・福祉部】 ③施設整備の促進【子ども・福祉部】 ④施設の職員体制の充実や人材育成【子ども・福祉部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合としては目標には達しませんでした。里親等への委託率も含めると上昇していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	-------------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設および乳児院の小規模化や施設機能の地域分散化の支援等を行いました。また、平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」や平成30年7月に発出された「都道府県社会的養育推進計画策定要領」に基づき、「三重県家庭的養護推進計画」を見直し、「三重県社会的養育推進計画」を策定しました。
- 地域での児童相談支援体制の強化のため、鈴鹿市内の児童家庭支援センターの設置を支援しました。また、地域小規模児童養護施設および小規模グループケアを行う乳児院において、児童指導員の加配を行い、職員体制強化を図りながら入所児童の処遇改善に取り組みました。
- 年齢制限により児童養護施設を退所しなければならなくなった者のうち、引き続き支援の必要性が高い者に対し、将来の自立に向けて、児童養護施設等で生活の場を確保するとともに、個々の状況に応じた支援を実施しました。さらに、施設入所中から退所後の進学や仕事について考える機会を提供するため、民間団体と連携し、施設入所児童の進学を考えるワークショップ（1回、37人参加）を開催したほか、施設退所者を積極的に雇用する事業主をアドバイザーとして児童養護施設等に派遣（1か所）しました。引き続き、施設入所者等の自立支援に向けた取組を行う必要があります。
- 里親説明会を5市において開催し172人の参加がありました。また里親出前講座は、10市町において開催し、延べ297人の参加者がありました。また、養育里親の新規登録者が34組ありました。引き続き里親制度を広く知っていただくとともに、里親登録者の増加に向けた啓発活動に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 県内のファミリーホームは7か所となっています。引き続きファミリーホームの開設相談に対して、適切な助言や支援を行っていく必要があります。

○27年度から家庭養護の推進に向け、里親支援専門相談員を配置する児童養護施設や乳児院において、入所児童を里親委託につなげた施設に対し、その後のフォロー活動等に要する経費に補助を行い、活動の促進が図られました。引き続き入所児童の里親委託促進および委託後の里親支援の充実を図っていく必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	26年度	29年度	30年度	元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況
グループホームでケアを受けている要保護児童の割合		14.2%	16.1%	18.1%	0.88
	7.8% (26年12月)	14.2%	16.1%	15.9%	
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合		23.2%	24.5%	24.5%	1.00
	16.1% (26年12月)	26.4%	28.8%	29.4%	

モニタリング指標	30年3月時点	31年3月時点	最新値
要保護児童数（県）	508人（30年3月）	504人（31年3月）	521人（2年3月）

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	328,684	266,153	92,043	102,590	153,067

令和2年度の改善のポイントと取組方向

- 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。
- 施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。また、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。
- 児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けて、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 14 発達支援が必要な子どもへの対応

5年後のめざす姿

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町等との連携により途切れのない支援体制が構築されている状況をめざします。

主な取組内容	①三重県立子ども心身発達医療センターおよび三重県立かがやき特別支援学校の整備【子ども・福祉部】【教育委員会】 ②市町の取組支援【子ども・福祉部】 ③発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進【子ども・福祉部】 ④発達支援が必要な子どもを育てる家族への支援【子ども・福祉部】 ⑤発達支援が必要な子どもに対する障害福祉サービス等の充実【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	☹️ (あまり進まなかった)	判断理由	「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合は増加しているものの目標を達成できなかったため、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、🙂 (ある程度進んだ)、☹️ (あまり進まなかった)、☹️ (進まなかった)】

令和元年度の取組概要と成果、残された課題 (評価結果)

○県立子ども心身発達医療センター（以下、「センター」）において、併設するかがやき特別支援学校（分校）と連携しながら、専門性の高い医療、福祉サービスの提供を行いました。外来初診待機等の改善に向けて、診療体制を充実させるとともに、地域の医療・福祉機関等との連携を深め、地域における支援体制を強化していく必要があります。

【子ども・福祉部、教育委員会】

○特別支援学校のセンター的機能として、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成について、小・中・高等学校等の教員に対して助言などを行いました。

○かがやき特別支援学校では、センターと連携して発達障がい支援に関する研修（4回）を実施しました。

○通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座（10回）を実施し、子どもたちへの指導と支援について理解を深めました。特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍する可能性があることから、引き続き、教員の特別支援教育に係る専門性の向上を図る必要があります。

○伊勢まなび高等学校において、令和元年度から通級による指導を開始し、専門家（大学教授等）の助言を受けながら、特別な支援を必要とする生徒に係る指導内容や評価等の研究を行いました。今後、高等学校に在籍する発達障がいのある生徒を支援するため、通級による指導の拡大を図る必要があります。

【以上、教育委員会】

○市町の発達支援総合窓口における専門人材の育成のため、センターに市町職員（6人）を「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として受け入れ、長期研修（1年間）を実施しました。また、「CLMと個別の指導計画」の指導を中心とした3か月程度の中期研修「CLMと個別の指導計画」専任コース研修において市町職員（2人）を受け入れました。

○発達障がい児等に対する早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」について、各市町の協力のもと、保育所、認定こども園、幼稚園への導入を促進し、全施設の57.4%で導入が図られました。私立保育所等では、独自の指導方針等もあり、導入率が低いことか

ら、県内の私立保育所等のリーダー的役割を担う者を対象とした「保育士等キャリアアップ研修」の「障害児保育」研修を県立子ども心身発達医療センターで行い、研修を通して「CLMと個別の指導計画」を知っていただく機会としました。導入施設のさらなる拡大のため、引き続き保育所等への働きかけを行う必要があります。

- 県民を対象としたシンポジウムや「地域療育支援研修会」等を開催し、肢体不自由や発達障がいに対する県民の認識の向上を図りました。さらに、センターでは電話等での発達に関する相談対応を行い、延べ546件の相談に対応しました。また、肢体不自由児の短期入所事業を実施し、延べ115人を受け入れ、家族へのレスパイト支援を行いました。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス及び短期入所などの事業所に対し、発達支援が必要な子どもが適切に利用できるよう、指導・助言を行いました。引き続き、事業所における障がい児支援サービスの充実を図る必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	26年度	29年度	30年度	元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況
「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合		55.0%	65.0%	75.0%	0.77
	33.1%	50.8%	53.8%	57.4%	

モニタリング指標	30年3月時点	31年3月時点	最新値
子どもの発達障がい等に関する電話相談件数(県)	441件 (29年度)	549件 (30年度)	546件 (元年度)
5歳児健診を実施する市町数(県)	6市町 (29年度)	7市町 (30年度)	7市町 (元年度)
「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等の内50%以上導入している市町数(県)	22市町 (29年度)	22市町 (30年度)	25市町 (元年度)

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	783,601	9,134,749	827,944	1,075,923	64,776

令和2年度の改善のポイントと取組方向

- センターおよびかがやき特別支援学校(分校)においては、子どもの発達支援の拠点として、引き続き、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。
【子ども・福祉部、教育委員会】
- 小・中・高等学校の教員の特別支援教育に係る専門性の向上をめざして、各特別支援学校のセンター的機能による教員への助言等を進めるとともに、かがやき特別支援学校においてセンターと連携した発達障がいに係る研修会等の取組を進めます。
- 小・中・高等学校の通級指導担当教員等を対象にした研修講座を実施します。
- 高等学校における通級による指導について、自己理解やコミュニケーション能力の向上を図る指導を進めるとともに、伊勢まなび高等学校の取組に係る成果や課題をふまえ、地域の状況やニーズ、県内の配置のバランスを考慮のうえ、実施校の拡充について検討します。また、入院中の高校生に在籍校からの授業配信等を行うことで、学習保障に係る研究を進めます。

【以上、教育委員会】

- センターを子どもの発達支援の拠点として、引き続き、専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。また、地域における支援体制の構築に向けて、市町における専門人材の育成支援の充実に取り組むなど、地域の関係機関との連携強化を進めます。さらに、初診申し込みなどの際のアセスメントの強化や、地域の医師を対象とした発達障がい児の診察に関する実践的な研修を行うことにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。
- 途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」に取り組むとともに、研修や普及啓発事業等を実施し、幼稚園・認定こども園・保育所への導入をさらに促進します。
- 地域の医療機関との連携を深め、重層的な支援体制の構築をめざします。また、県民を対象としたシンポジウム等を引き続き開催し、県民の発達障がい等に関する知識の向上を図ります。さらにセンターにおいて、発達支援が必要な子どもを育てる家族を支援するため、発達に関する相談対応や肢体不自由児の短期入所事業を実施していきます。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスおよび短期入所などの事業所に対し、引き続き指導・助言を行っていきます。

【以上、子ども・福祉部】

令和元年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧

(1) 子どもの権利について学ぶ機会の提供等

取組名	取組概要	対象	担当課
「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施	出前トークのテーマとし、「三重県子ども条例」に基づく取組に県民の方がより一層理解を深め、子どもの育ちへの支援を学んでいただけるように取り組んだ。 また、子どもの育ちや子育て家庭を応援するイベントなど様々な機会を捉えて啓発活動を行ったほか、令和元年10月26日には「東海地区子ども条例ネットワーク」と共催して子ども条例講演会を開催し、東海地区の自治体職員や学識経験者とともに子どもの権利保障や子ども条例に基づく施策などについて学んだ。(参加者数54名)	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
施設の子どもへの「子どもの権利ノート」の配布	新しく児童養護施設等に入所する子どもに対し、施設での生活がどのようなものかなどを知り、一人ひとりが守られる存在であることを知らせるために「子どもの権利ノート」を配布した。 (令和元年度101人)	幼児・小学生～高校生	子ども・福祉部 子育て支援課
移動人権啓発事業	商業施設や地域のイベント等、様々な場や機会を利用してパネル展示、アンケート、啓発物品の配布等を実施し、子どもの権利を含めた人権尊重の思想を県民に広めた。 (実施回数：12回、アンケート協力者数：785人)	子ども、大人	環境生活部 人権センター
「非行防止・薬物乱用防止教室」の開催	少年の規範意識を向上させるため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を訪問し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催した。(令和元年度、実施回数：延べ571回、参加者数：延べ60,555人)	幼児～高校生、大学生、専門学校生、保護者および教員	警察本部 少年課
三重県立図書館 児童コーナー、ティーンズコーナー	子どもの知る権利の確保のため、児童書の新刊購入に努めるとともに、図書の閲覧、貸出、参考調査等のサービスの提供を行った。 ・児童等向け図書、雑誌購入(1,999冊) ・児童等向け図書、雑誌貸出冊数(個人貸出)(114,485冊)	子ども、大人	環境生活部 図書館
「命の大切さを学ぶ教室」の開催	教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う若者の規範意識の向上に努めた。 (開催回数：11回、受講者数：3,228人) (うち、中高生：3,120人)	中学生、高校生および大学生	警察本部 広聴広報課
「交通安全アドバイザー」の派遣	幼児・小学生等が、正しい交通ルールと交通マナーを身に付け、交通事故の当事者となることを防ぐため、「交通安全アドバイザー」を幼稚園、小学校等に派遣する出前方式の参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。 (令和元年度、幼児：2,823人、小学生：4,094人、保護者：884人、高齢者：1,230人、その他：559人)	幼児・小学生、保護者および高齢者	警察本部 交通企画課

(2) 子どもが意見表明する機会の設定等

取組名	取組概要	対象	担当課
キッズ・モニターアンケートの実施	県の施策に子どもの意見や状況を取り入れるため、子どもを対象にインターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニター」を実施した。(実施回数：8回) (テーマ) ①三重県の魅力のある食べ物や料理とのお仕事について(雇用経済部) ②自転車の利用について(地域連携部) ③いまの幸せと愛情及びインターネットの利用について(子ども・福祉部) ④食の安全・安心について(農林水産部) ⑤学校での学習や生活について(教育委員会事務局) ⑥お米を食べることについて(農林水産部) ⑦生きもの観察と外来生物問題について(農林水産部) ⑧手話について(子ども・福祉部)	小学4年生～高校生	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課
ありがとうの一行詩コンクールの実施	温かい気持ちのやりとりのなかで、子どもが安心して自分らしく育つことを期待して、「ありがとう」をテーマにした一行詩を募集し、103作品を表彰した。(応募作品数：16,435作品)	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
明るい選挙啓発ポスターコンクール	選挙が明るく正しく行われるよう啓発用のポスターを募集し、県審査特選作品については中央審査(主催は(公財)明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会等で文部科学省、都道府県教育委員会の後援)へ出品した。 (参加校数：県内15市町113校、参加者数：1,632人)	小学生～高校生	選挙管理委員会
統計グラフ三重県コンクール	小・中・高校生を中心に県内から統計グラフを募集し、作品の制作を通じ統計に対する関心を深めるとともに、統計の表現技術の向上に役立てることを目的として実施した。また、参加者全員に参加賞、優秀作品には知事賞等の授与を行った。 (実施期間：6月～9月、参加者数：192人)	子ども(小・中・高校生等)、大人	戦略企画部 統計課
みえの地物が一番！朝食メニューコンクール	小学生(5・6年生)および中学生を対象に、子どもたち自身が地場産物を使用した朝食メニューを考え、調理するコンクールを実施した。この取組を通して、子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けるとともに、地場産物や生産者についての理解を深めた。 (応募総数：小学生の部 1,092 作品、中学生の部 4,756 作品、最優秀賞各部1作品、優秀賞各部4作品)	小中学校・特別支援学校の児童生徒	教育委員会事務局 保健体育課
人権メッセージ募集	県民が、差別をなくすために真剣に取り組み、県民一人ひとりが、人権啓発の主体者であることの意識付けにつながるよう人権メッセージを募集した。(応募件数：1,489件)	子ども、大人	環境生活部 人権センター
人権ポスター募集	県内の小中高等学校等の児童・生徒が人権について考え、表現する機会としてポスターを募集した。優秀作品により人権カレンダーの作成や巡回展示による啓発を行った。 (取組数：138校 応募数：22,171人)	子ども(小・中・高校生等)	環境生活部 人権センター
人権フォトコンテスト	「自分らしく生きる」「共に生きる姿」「命の大切さ」をテーマに生活の様々な場面における「人権」を感性でとらえたコンテストを開催した。募集・応募・優秀作品の展示の過程を通じて人権尊重を広く県民に啓発した。 (応募件数：292件)	子ども、大人	環境生活部 人権センター
三重県高等学校科学オリンピック大会	高校生が学校ごとのチームで、授業での学習をベースに生活に関連した課題に取り組むことにより、数学・理科・情報や科学技術に対する興味や関心を喚起するとともに、科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を図った。(10月20日開催 16校 16チーム 参加人数 123名)	高校1、2年生	教育委員会事務局 高校教育課
薬物乱用防止ポスター	薬物乱用を許さない社会づくりを推進するため、中学生、高校生から薬物乱用防止の大切さを同世代に訴えるポスターを募集し、入賞作品は県内で展示するとともに、三重県ホームページに掲載した。 (応募点数：2,072点)	中学生～高校生	医療保健部 薬務感染症対策課
地球温暖化防止啓発ポスターコンクール	県民の地球温暖化防止への関心、意識を高めることを目的として、小・中学生を対象にポスターコンクールを実施した。 (応募者：小中学校 76校、993人)	小学生、中学生	環境生活部 地球温暖化対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
野生生物保護啓発ポスターコンクール	ポスター制作を通して野生生物についての保護思想を高めるとともに、県民への普及啓発を図ることを目的として、小学生～高校生を対象にポスターコンクールを実施した。 (応募数：小中学校・高校・特別支援学校等 119校 1,440人)	小学生～高校生	農林水産部 みどり共生推進課
全日本中学生水の作文コンクール	8月1日の「水の日」および8月1日～7日の「水の週間」に合わせ、中学生が水について理解を深めるための取組の一環として「全日本中学生水の作文コンクール」を実施した。(テーマ「水について考える」、国土交通省・都道府県共催) (三重県応募総数：575作品)	中学生	地域連携部 水資源・地域プロジェクト課
土砂災害防止に関する絵画・作文	土砂災害の防止と被害の軽減を図るため、国と各都道府県では、毎年6月を「土砂災害防止月間」として、各種の活動を実施した。その活動の一環として、小中学生を対象とした絵画・作文を募集し、優秀な作品を表彰する取組により啓発に努めた。 (応募数：小中学校9校 12件)	小学生～中学生	県土整備部 防災砂防課
河川・海岸愛護ポスターの募集	川と海の役割や大切さについて理解と関心を深めるため、国と各都道府県では、毎年7月を「河川・海岸愛護月間」として、各種の活動を実施している。その活動の一環として、小中学生を対象にポスターを募集し、優秀な作品には知事賞・議長賞等の授与を行った。 (応募数：小中学校83校 519件)	小学生～中学生	県土整備部 河川課
国土と交通に関する図画コンクール	人びとの生き生きした暮らしと、これを支える活力ある経済社会、日々の安全、美しい良好な環境等を実現するためのハード・ソフトの基盤形成への理解を深めてもらう活動として、国の取組に呼応し、小学生を対象に図画を募集し優秀な作品を表彰することにより啓発に努めた。 なお、その中から佳作2点を受賞した。 (応募数：県内5校 38件)	小学生	県土整備部 県土整備総務課
交通安全メッセージ運動	子どもが保護者等の身近な人と交通安全に関するメッセージ交換をすることで、子どもの交通安全意識を高め、家庭からの交通安全意識の向上を図った。 (3,597組参加)	子ども、大人(主に保護者)	環境生活部 暮らし・交通安全課
交通安全カレンダーの作成	J A 共済連三重、三重県交通安全協会等との連携により、小・中学生から募集した交通安全ポスターを掲載した交通安全カレンダーを作成・配布し、子ども、保護者の交通安全意識の高揚を図った。 (令和元年度カレンダー作成部数：2,340部)	小・中学生	警察本部 交通企画課
高校生ビブリオバトル推進事業	ビブリオバトル(書評合戦)を活用した読書活動の推進(校内行事等への導入をはじめとした普及活動、ビブリオバトルの開催)により、中学生・高校生の思考力・判断力・表現力等の育成を図った。(ビブリオバトル大会及び普及活動参加校数：37校)	高校生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

(3) 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援

取組名	取組概要	対象	担当課
人権まなびの発表会	各学校で取り組まれている人権学習や人権に関する生徒の自主的な活動について、生徒が成果発表を全県規模で行った。 (実施日:8月23日、参加者数:79人(生徒23人 教職員等56人))	高等学校・特別支援学校高等部の生徒および教育関係者	教育委員会事務局 人権教育課
地区別人権学習活動交流会	県内6地区(北勢・中勢・松阪・南勢・伊賀・牟婁)において、各学校で取り組まれている、「協力」「参加」「体験」を核とした主体的・実践的な人権学習活動について、発表や意見交流を行った。 (参加者数:(6地区総計)240人(生徒118人 教職員等122人))	高等学校・特別支援学校高等部の生徒および教育関係者	教育委員会事務局 人権教育課
高校生フェスティバル	「三重県立高等学校産業教育フェア」「みえ高文祭」「三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会および三重県高等学校定時制通信制生徒文化作品展」「高校紹介ひろば」を実施し、高校生が日頃の学習や文化活動等の成果を情報発信した。 ・実施日:10月25~27日 ・開催場所:三重県総合文化センター ・参加生徒延べ約4,000人、一般来場者延べ約3,000人	子ども、大人	教育委員会事務局 高校教育課
みえの子ども「夢☆実☆現」応援プロジェクト	「将来進みたい分野を極めたい」、「地域を盛り上げる事業を起こしたい」など子どもたちが創意あふれる熱い思いをもとに、子どもたち自身が考え工夫し、自分たちの夢を具体的に実現する取組を応援する事業を実施し、総数23件の夢が届き、最終審査の結果、5件の子どもたちの夢を採択してその実現を応援した。	小学生~高校生	子ども・福祉部 少子化対策課
みえこどもの城の運営	みえこどもの城において、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、児童に健全な遊びを提供した。(運営については、指定管理にて民間団体に委託している。) ・プレイランドの遊具やカプラ(積み木)の設置 ・芸術分野や科学分野の工作メニューの提供 ・クライミングウォールの実施 ・キッズおしごと広場などの地域協働型大型イベントの実施 ・各種イベントの実施	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
発明くふう展	子どもたちの発明・発見への関心をいっそう高め、ものづくりの楽しさや未来の科学への夢を喚起し、子どもたちの「科学の心」を育成することを目的として、子どもたちの発明に関する作品152点(工作77点、絵画75点)を展示する「発明くふう展」を開催した。 ・開催日:10月5日(土)、6日(日) ・開催場所:津リージョンプラザ3階展示室 ・参加人数:628人	幼児~高校生	雇用経済部 ものづくり・イノベーション課
Jr.ロボコン2019 in 三重	ものづくりの楽しさと科学技術の素晴らしさを体験できる子どものための企画として、県内の小・中学生を対象にしたロボット製作のための合宿を実施し、最終日には成果発表会として、ロボットコンテストを開催した。 ・開催期間:8月16日~18日の2泊3日 ・開催場所:津市青少年野外活動センター(合宿) 三重大学第1体育館他ほか(成果発表会) ・参加人数:46人	小・中学生	雇用経済部 ものづくり・イノベーション課
三重県環境学習情報センター	社会見学の受入れ、各種環境講座の実施、イベント開催等を通じて、環境保全に関する気づきや実践への機会を提供した。 ・春のキッズエコフェア(4月20日・21日) ・夏のエコフェア(8月3日・4日) ・秋のキッズエコフェア(9月28日・29日) ・夏休みこども環境講座 等 (環境教育参加者数:37,058人)	子ども、大人	環境生活部 地球温暖化対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
キッズISO 14000プログラム	小学校、企業、行政が連携してキッズISO14000プログラムに取り組むことにより、家庭を巻き込んだ環境保全活動を推進した。 (参加児童数：小学校9校 360人)	小学生、 大人	環境生活部 地球温暖化対策課
花育の取組（フ ラワーブラボー コンクール）	中日新聞社と7県1市が主催となり、学校環境の美化と豊かな情操教育、花による地域の快適な環境作りなどに役立てることを目的に、小中学校等を対象とした学校花壇コンクールを開催した。 また、花と私の作文等のコンクールや、花壇指導者講座を開催した。 (学校花壇コンクール参加校数：61校 うち小学校43校、中学校12校、特別支援学校6校)	小・中学 生	農林水産部 農産園芸課 教育委員会事務局 小中学校教育課
鈴鹿青少年セン ター主催事業 「わくわくファ ミリーキャン プ」	親子で1泊2日のキャンプの中で創作活動や野外炊飯を行った。 (実施日：1月11日～12日 参加者数：42人)	小中学生 とその家 族	教育委員会事務局 社会教育・文化財 保護課
鈴鹿青少年セン ター主催事業 「ウィンターア ドベンチャー」	鈴鹿青少年の森で冬の自然観察をしたり、自然の材料を利用した創作活動を行った。集団宿泊体験により協調性や自主性を育成した。 (実施日：12月7日～8日 参加者数：48人)	小学4年 生～中学 2年生	教育委員会事務局 社会教育・文化財 保護課
鈴鹿青少年セン ター主催事業 「レッツ・チャ レンジ2019」	異年齢の子どもたちが共同生活をしながら自然体験等を通して、自主性や協調性を学び、様々なことにチャレンジすることで自己肯定感を育む機会とした。 (実施日：8月21日～24日、11月17日 参加者数：61人)	小学5年 生～中学 2年生	教育委員会事務局 社会教育・文化財 保護課
鈴鹿青少年セン ター主催事業 「キッズチャレ ンジスポーツ」	ハンドボールを通して体を動かす楽しさや、仲間と交流する大切さを学んだ。 (実施日：5月～2月 参加者数：475人)	小学生低 学年	教育委員会事務局 社会教育・文化財 保護課
鈴鹿青少年セン ター主催事業 「おもしろ自然 科学教室」	観察や実験を通して科学の面白さや不思議を体験した。 (実施日：1月18日、25日 参加者数：56人)	小学5年 生～6年 生	教育委員会事務局 社会教育・文化財 保護課
鈴鹿青少年セン ター主催事業 「親子アウトド ア体験」	親子で野外炊飯を行うとともに、防災プログラム（消火器の使い方など）を実施した。 (実施日：5月26日 参加者数：48人)	小学1年 生～3年 生とその 保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財 保護課
鈴鹿青少年セン ター主催事業 「親子サバイバ ルキャンプ」	テント泊や野外炊飯等により自然体験活動の導入と家族のコミュニケーションを深める場とした。 (実施日：10月26日～27日 参加者数：46人)	小中学生 とその家 族	教育委員会事務局 社会教育・文化財 保護課
熊野少年自然の 家主催事業「親 子deキャンプ(春 編)」	熊野少年自然の家をベースに大自然の中での親子で行うキャンプにより家族で野外活動をする楽しさを味わった。 (実施日：6月1日～2日 場所：熊野市金山町 熊野少年自然の家 参加者数：延べ41人)	小学生と その保護 者	教育委員会事務局 社会教育・文化財 保護課
熊野少年自然の 家主催事業「親 子deキャンプ(秋 編)」	熊野少年自然の家をベースに大自然の中での親子で行うキャンプにより家族で野外活動をする楽しさを味わった。 (実施日：9月28日～29日 場所：熊野市金山町 熊野少年自然の家 参加者数：延べ35人)	小学生と その保護 者	教育委員会事務局 社会教育・文化財 保護課
熊野少年自然の 家 主催事業「ファ ミリー農園」	大自然の中で、親子で春に野菜の苗を植え、秋に収穫し、その場で調理し食べるまで行い、収穫の喜びを味わった。 (実施日：5月25日、10月20日 場所：少年自然の家野外炊飯設備、参加者数：延べ61人)	小学生～ 大人まで (小1、 2は保護 者同伴で あるこ と)	教育委員会事務局 社会教育・文化財 保護課

取組名	取組概要	対象	担当課
熊野少年自然の家主催事業「サイエンス講座」	空気など自然の中にあるものの力を引き出す科学の楽しさを学んだ。 (実施日：5月11日、7月13日、1月11日 参加者数：53人)	小学3～6年生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「化石発掘体験会」	親子で発掘体験を行い出土した化石についての学習を行うことで、体験を通し自然科学を楽しく学んだ。 (実施日10月26日 場所：尾鷲市行野浦海岸 参加者数：56人)	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「夜の森の観察会」	親子で蛍光灯やシーツを使って灯火採集を行い、講師による採取した昆虫の解説により楽しく学んだ。 (実施日：7月14日、場所：熊野市金山町 熊野少年自然の家、御浜町神木 ふれあいの森、参加者数：37人)	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
森林環境教育・木育の推進	森林の持つさまざまな機能や木材利用への理解を深めるとともに森林環境教育・木育について知っていただくため、学校等における出前授業の実施や、小学生などが身近な森林等を活用した体験学習等の取組について発表する場「みえ子ども森の学びサミット」の開催、子どもが参加できる木や森林を活用した体験講座「森の学校」の開催、木製遊具の体験イベント「ミエトイ・キャラバン」の展開、森林環境教育・木育の指導者養成等に取り組んだ。 (出前授業9回実施、「みえ子ども森の学びサミット」実施日：12月7日 場所：みえこどもの城、「森の学校」31回実施、「ミエトイ・キャラバン」20回実施、指導者養成講座7回実施)	子ども(小学生が主)、大人	農林水産部 森林・林業経営課

(4) 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

取組名	取組概要	対象	担当課
預かり保育の推進	私立幼稚園において、地域の実態や保護者のニーズに応じ、正規の教育時間開始前や終了後、および休業日に教育活動を実施するための人件費に対し助成を行った。 (助成私立幼稚園数：14園 令和元年度交付決定数)	学校法人	子ども・福祉部 少子化対策課
放課後子ども教室の推進	放課後児童対策の一つとして、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、活動場所を設け地域の方々の参画を得て文化スポーツ学習活動などの取組を支援し、子どもが地域社会の中で健やかに育まれる居場所を確保した。 (実施地域：19市町、教室数：74教室 令和元年度交付決定数)	市町	子ども・福祉部 少子化対策課
放課後児童健全育成事業の推進	放課後児童対策事業費補助金を支給する等、市町が行う放課後児童クラブ施策を支援した。 (実施地域：29市町、クラブ(単位数)：432クラブ 令和元年度交付決定数)	市町	子ども・福祉部 少子化対策課
保育士に対する研修の実施	新任保育士の資質の向上や就業継続支援を図るための研修、人権問題についての正しい知識を習得するための研修等を実施した。 (新任保育士就業継続研修：169人、人権保育専門講座：11市町、24講座)	保育士等	子ども・福祉部 少子化対策課
特別保育の促進	市町が実施する延長保育(私立163か所)、病児・病後児保育(16か所)など多様な保育サービスを支援した。(令和元年度交付決定数)	市町	子ども・福祉部 少子化対策課
幼稚園教育研究協議会の開催	教員等の指導力を高め、本県における幼稚園教育の振興・充実を図るため、県内の国公私立幼稚園等関係者、市町教育委員会関係者を対象に、幼児理解に基づいた教育課程等、幼稚園教育に関する内容等について専門的な講義を行うことにより、幼稚園教育要領の周知を行った。 (参加者数：255人)	幼稚園教諭等	教育委員会事務局 小中学校教育課
不登校対策事業	新たな不登校を生まないため、児童生徒が主体となった授業や行事を実施し、仲間づくりや居場所づくりに取り組む「魅力ある学校づくり」の研究を、亀山市立亀山中学校区(1中6小学校)において進め、その取組をリーフレットにまとめ県内に広く普及した。また、みえ不登校支援ネットワークと連携するとともに、各市町が所管する教育支援センターの指導員を対象に事例検討会を行い、資質向上を図った。	児童生徒 教職員 フリースクール 教育支援センター	教育委員会事務局 生徒指導課
スクールカウンセラー等活用事業	いじめや暴力行為等の問題行動、不登校や貧困など多様な課題に対応するため、スクールカウンセラー(SC)を公立全中学校区に配置し、配置時間の弾力的な運用を行うとともに、スクールソーシャルワーカー(SSW)の派遣に加えて、拠点となる県立高校にSSWを配置し、近隣の中学校区を巡回して配置のSCとチームでの支援を行うなど、教育相談の充実と関係機関との連携を進めた。 【SCの配置校：全153中学校区(小学校315校、中学校151校、義務教育学校1校、高等学校37校)】 【SSWの配置：12人を県教育委員会に配置】	児童生徒 教職員 保護者	教育委員会事務局 生徒指導課
みえの親スマイルワークの活用	教育委員会や三重県PTA安全互助会と連携し、親の役割や自身の成長について、気づき、学び合う機会を提供する参加型のプログラムである「みえの親スマイルワーク」を活用し、保健センターや子育て支援センター、PTA等で、子育て中の親を対象にワークシートのテーマに基づき、子育ての思いや悩み、不安などを語り合い、共感するなどの機会を提供した。(連携実施回数28回、1,042人参加)	大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子育て家庭応援クーポン	地域の商店や企業の協賛による、18歳未満の子育て世帯及び妊娠中の世帯に対して割引やサービスの提供を働きかけた。(協賛企業数：2,422店舗 令和2年3月末現在)	子ども、 大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子育て・子育てマイスター養成講座や孫育て講座の実施	地域において多くの子育て支援の場や子育て家庭を支えることができる人材の養成を図るため、市町のニーズに応じて、必要とされる一定の知識や専門的なスキルを身に付ける子育て・子育てマイスター養成講座や子育て期を終えた世代を対象とした孫育て講座を市町と連携して実施した。(マイスター講座1町、38人受講、孫育て3町53人受講)	大人	子ども・福祉部 少子化対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
みえ次世代育成 応援ネットワークの活動促進	社会全体で子どもや子育て家庭を支える地域を実現するために、地域の担い手である企業や子育て支援団体等が参画し活動している「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大および活動促進を図った。 (会員数：1,572 令和2年3月末現在)	大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子育て支援活動 拠点の設置・運営	子どもの育ちを応援する「みえの子ども応援プロジェクト」の活動拠点として、商業施設に「よっかいちステーション」を設置し、毎週火曜日と第4土、日曜日に、企業や団体等がボランティアとして、おもちゃの病院、太鼓体験、工作など、親子がふれあいながら楽しむ機会を提供した。(来場者数15,117人)	子ども、 大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子ども応援！わ くわくフェスタ の開催	企業、地域の団体などの多様な主体が参加し、子どもが主役というコンセプトのもと、子どもがスタッフとなって来場者をもてなす取組や、e-スポーツの大会などを行い、子どもや子育て家庭に向けて「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動などの情報発信を行い、「子育て・次世代育成支援」の機運醸成を図るとともに、互いに連携・協働・交流し、子育てを応援する地域づくりを一層推進する催しを開催した。 (開催日：令和元年10月5日、場所：三重県総合文化センター(津市)、来場者数：約6,000人)	子ども、 大人	子ども・福祉部 少子化対策課
県生涯学習セン ター講座	市町行政や関連施設等と連携しながら、社会の要請に対応できる地域指導者の人材育成講座等を実施した。テーマは市町のニーズに基づき決定した。 子どもの読書活動の推進をテーマにした講座を実施 会場 名張市立図書館 1月30日 34人、 2月13日 32人	大人(読 書ボラン ティア 等)	環境生活部 文化振興課
みえ子ども医療 ダイヤル(#8 000)	子どもの急な病気や事故、薬に関する心配について、医療関係の専門職員が電話相談に応じた。 ・相談時間：毎日19時30分～翌朝8時00分 ・相談件数：12,048件	大人	医療保健部 医療政策課
「女性が働きやす い医療機関」認 証制度	子育て時の当直免除など女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を目的に、女性が働きやすい勤務環境の改善に積極的に取り組んでいる医療機関を認証するとともに、広く周知を図った。 (令和元年度認証医療機関数6医療機関、認証式：令和2年3月13日)	医療機関	医療保健部 医療介護人材課
いじめ電話相談	子ども、保護者等を対象にいじめ電話相談を実施した。 (相談時間：毎日24時間(365日)) ・いじめ電話相談件数 212件	子ども 保護者 等	教育委員会事務局 研修企画・支援課
教育相談	子ども、保護者、教職員を対象にプレイセラピーやカウンセリング等の面接相談、電話相談を実施した。 (相談時間：年末年始祝日を除く月水金9時～21時、火木9時～17時) ・電話相談件数 3,459件 ・面接相談件数 6,363件	子ども 保護者 教職員	教育委員会事務局 研修企画・支援課
体罰に関する電 話相談	子ども、保護者等を対象に体罰に関する電話相談を実施した。 (相談時間：年末年始祝日を除く月水金9時～21時、火木9時～17時) ・体罰に関する電話相談件数 14件	子ども 保護者 等	教育委員会事務局 研修企画・支援課
子ども専用電話 相談	子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「子どもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう手助けを行った。虐待やいじめなど子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応した。 ・フリーダイヤル ・相談時間：年末年始を除く毎日13時～21時 ・相談件数：1,642件(平成31年4月1日～令和2年3月31日)	子ども	子ども・福祉部 少子化対策課
妊娠レスキュー ダイヤルの設置	若年層の望まない妊娠で周囲に相談できない等子どもたちの悩みに対する電話相談窓口を運営するとともに、医療・保健・教育・福祉等関係機関が連携し早期からサポートすることで児童虐待の未然防止に努めた。 ・相談時間：毎週 月・水 15:00～18:00、土 9:00～12:00 (年末年始、祝日を除く) ・相談件数：88件(R1年度)	若年層 (10歳 代)	子ども・福祉部 子育て支援課

取組名	取組概要	対象	担当課
思春期保健指導セミナー	中高生の性や望まない妊娠等、思春期の子どもたちや家族が抱える性にまつわる問題を関係者が共通理解し、各々の機関で実践に活かす手法を学ぶ目的でセミナーを開催した。 (開催日：令和2年2月11日、場所：三重県医師会館、参加者数：252人)	大人（医療関係者・教育関係者、保健関係者等）	子ども・福祉部 子育て支援課
給食施設巡回指導	給食を実施している保育所等児童福祉施設、私立幼稚園及び学校に栄養指導員が巡回し、管理栄養士、栄養士の配置及び適切な栄養管理等の実施について指導助言を行うとともに、食育の視点も捉えた指導を実施した。 (巡回指導施設数：85施設)	施設管理者および給食従事者	医療保健部 健康推進課
若年層の自殺対策推進体制構築事業	子どもの自己肯定感を高めるとともに、ストレスとの付き合い方や問題に遭遇した時、周囲に助けを求めることが大切であることを伝え、また、相談しやすい環境づくりや精神疾患への早期支援を地域の実情に応じて取り組んだ。 ・専門相談窓口の設置 新規相談件数 158件 ・アウトリーチ型支援 18件 ・教職員等を対象とした研修：3回 134名受講 ・生徒を対象とした自殺予防の授業：7校 7回 1,407名受講 ・保健医療・教育関係者等を対象とした研修：2回 84名受講 ・関係機関による支援ネットワーク会議への参加助言等：6回	主に中高生およびその保護者・学校関係者	医療保健部 健康推進課
人権に関わる相談員スキルアップ講座等	人権の視点での県内各機関の相談員等の資質向上を図るため、人権に関わる相談員等スキルアップ講座を開催した。 ・講座「三重県いじめ防止条例について～社会総がかりでいじめの問題の克服を～」 「子どもを虐待から守るためにできること～子どもの権利の視点から学ぶ～」ほか「性の多様性」「外国人の人権」2講座 (取組数：4講座、参加者数：274人)	大人（人権に関わる相談員）	環境生活部 人権センター
人権に関わる相談員スキルアップ講座等	人権の視点での県内各機関の相談員等の資質向上を図るため、人権に関わる相談員等スキルアップ講座を開催した。 ・講座「生活困窮者を取りまく現状と課題」ほか1講座 (取組数：2講座、参加者数：143人)	大人（人権に関わる相談員）	環境生活部 人権センター
SNSを活用した相談	いじめをはじめとするさまざまな悩みを抱える子どもたちが、安心して学校生活を送ることができるよう、SNSを活用した相談を実施した。 ・開設期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日 ・相談時間：平日午後5時から午後9時まで ・対象者：県内全ての中学生、高校生 ・相談件数：1,014件	子ども	教育委員会事務局 研修企画・支援課
子どもの心サポート事業	思春期の子どもたちの悩みや不安に対する理解と適切な支援が行えるよう、教育相談に関する研修会を実施した。教職員の資質向上を図るとともに、学校では解決が困難なケースを中心に、カウンセリングや心理療法等の面接相談を実施した。 ・思春期の子どもの心を理解する研修講座数 5講座 ・思春期の子どもに係る面接相談件数 2,764件 教育相談に関する研修会を実施し、児童生徒の心の問題に対する理解と適切な支援が行えるよう、教職員の資質向上を図った。 ・教育相談に関する研修講座数 21講座 ・延べ受講者数 789人	子ども 保護者 教職員	教育委員会事務局 研修企画・支援課
生活困窮家庭の子どもの学習支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、県所管地域（多気町を除く郡部）の生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む）の中学生を対象に、学習習慣の確立、志望校への進学支援などの学習支援を行った。また、高校生をはじめ、高校を中退した人、中学校卒業後進学していない人（「高校生世代」という。）を対象に、進学、就労に向けた進路選択や再就学等の相談支援等に取り組んだ。 ・支援者数：高校生世代3人、 中学生12人 (うち中学3年生 3人のうち3人が高校進学)	中学生 高校生世代	子ども・福祉部 地域福祉課

取組名	取組概要	対象	担当課
日本語指導の充実及びJSLカリキュラムの実践研究の推進	外国人生徒支援専門員（2人）を活用し、外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、課外授業等による適応指導や進路相談等を実施するとともに、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（JSLカリキュラム）に係る研究成果の普及・定着を図った。また、日本語指導が必要な外国人生徒等の学習指導に係る情報について、調査票を活用して、中学校から高等学校へ必要な情報の引継ぎを行う取組を進めた。 ・外国人生徒支援専門員の配置 2人 ・調査票を活用した中学校から高等学校への情報の引継ぎ 7市で実施	高校生、 教員	教育委員会事務局 高校教育課
多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒が、将来、社会の一員として自ら能力を発揮し活躍できるよう、外国人児童生徒の在籍が多い拠点校等のノウハウを生かした受入体制整備を進めるとともに、外国人児童生徒巡回相談員（平成30年度から1名増員し13人）の派遣等による日本語指導、学校生活への適応指導の充実、教科指導型日本語指導（JSLカリキュラム）の実践事例の普及を図った。	小中学生、 教員	教育委員会事務局 小中学校教育課
教職員研修	主体的・対話的で深い学びの充実を図る教員の実践的指導力の向上をめざす研修を実施した。また、経験年数や職種に応じた悉皆研修、教職経験の異なる教員の相互研さんによる授業実践研修等を実施し、教員の授業力や専門性の向上を図った。さらに、学校自らがよりよい学校づくりを進めていくため、学校マネジメント力の向上を図る研修を、校長をはじめ教員のライフステージに応じて実施した。 ・延べ講座数 480 講座 ・延べ受講者数 39,222人	教職員	教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修推進課
ワークシート作成（全国学調、みえスタディ・チェック、ワークシート（3点セット）活用支援事業）	子どもたちの学習内容の理解と定着状況が確認できるよう、これまでの全国学力・学習状況調査で経年的に課題が見られる問題を中心に、当該学年で身に付けておくべき基礎からの標準的な問題で構成したワークシート集（学Vivaセット）を全小中学校に提供（6月、11月、2月）し、授業や補充学習、家庭学習等での活用を促進した。また、1月に実施した、みえスタディ・チェックでは、これまで出題した問題等を活用して、同一、同趣旨の問題で作成し、4月実施からの定着状況の確認や経年での比較検証を行った。	小中学校 教職員	教育委員会事務局 学力向上推進PT
みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業	子どもたちが運動の楽しさや喜びを知り、運動することが好きになるよう、研修会等をとおして授業の工夫や改善を図った。さらに、学校・家庭・地域が主体となって子どもたちが運動する機会を増やすよう取り組むとともに、生活習慣の改善を総合的に推進し、体力向上に向けた取組を継続的に進めた。	就学前・ 小学校・ 中学校・ 高等学校 の教員および 児童生徒、 幼児と保護 者、市町等 教育委員会等	教育委員会事務局 保健体育課
元気アップブロック別協議会	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における三重県の結果から、体力向上の取組成果と課題について情報を共有し、各学校が令和2年度の目標や計画を設定する「みえ子どもの元気アップシート」の作成取組について説明した。また、効果的な1学校1運動を提示し、本県の不得意種目を克服するため、各校の取組事例等、グループ協議による好事例を共有する取組を行った。（2月県内7会場466人参加新型コロナウイルス感染拡大防止のため1会場中止）	小学校・ 中学校・ 高等学校 の教員	教育委員会事務局 保健体育課
運動部活動サポーター派遣事業	中・高等学校の運動部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣し、運動部活動の取組を充実させるとともに、外部指導者を対象に指導上の配慮事項や教員との連携の在り方に関する知識を深める研修会を開催し、資質及び指導力の向上を図った。 （中学校5校5人、県立高等学校42校に対し46人を派遣）	地域のス ポーツ指 導者	教育委員会事務局 保健体育課
運動部活動指導員配置促進事業	中・高等学校の運動部活動に、教育に対する理解及び専門的指導力を備えた地域の指導者を、運動部活動指導員として配置することで、顧問教員の負担軽減や運動部活動の充実・活性化を図った。 （中学校22校に対し27人配置、県立高等学校5校5人を配置）	地域のス ポーツ指 導者	教育委員会事務局 保健体育課

取組名	取組概要	対象	担当課
運動部活動指導者スキルアップ研修会	運動部活動が適切に展開されるよう、中学校および高等学校等の指導者を対象に、指導力の向上を図る研修会を開催した。 ・運動部活動マネジメント研修講座（1回講座・30人参加） ・ペップトーク講座（中止）	中学校・高等学校・特別支援学校の教員	教育委員会事務局 保健体育課
武道等指導充実・資質向上支援事業	中学校における武道・ダンスの必修化に伴う課題を解決するため、安全に配慮した指導の在り方等に関する講習会を開催し、教員の指導力の向上を図った。 また、専門性を有する地域の武道・ダンス指導者を外部指導者として中学校に派遣することにより、保健体育科における武道・ダンス授業の充実を図った。 （中学校 18校に対し 19人(実人数)）	地域のスポーツ指導者	教育委員会事務局 保健体育課
子ども読書活動推進会議	有識者を交えた推進会議で、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」に実施した様々な取組の成果と課題を分析、評価し、「第四次三重県子ども読書活動推進計画」策定に向けた意見や助言をいただいた。	三重県子ども読書活動推進会議委員	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座	学校支援地域本部関係者、コミュニティスクール関係者、教職員等を対象に地域が学校と連携・協働して地域を創生する「地域・学校協働活動」の中核を担う地域学校協働活動推進のためのコーディネーターの育成を図るため養成講座を実施した。（3年間で9回計画：本年2年次、7月31日、8月26日、2月3日：延べ参加者数224人）	学校支援地域本部関係者、コミュニティスクール関係者、教職員等	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
少年相談110番	少年や保護者等から家庭問題、交友問題、学校問題、犯罪被害等の悩みや困り事の相談に応じ、必要な指導・助言を行った。 ・フリーダイヤル ・相談時間：祝祭日、年末年始を除く月から金曜日9時から17時 ・（令和元年度、相談件数：11件）	子ども、保護者、教職員等	警察本部 少年課
三重若樫少年サポートネットワークの運用	教育、医療、福祉及び更生に携わる機関・団体等で構成する「三重若樫少年サポートネットワーク」会議を開催し、少年の健全育成に関する情報交換を実施した。 （開催日：令和元年11月7日、参加者数：関係機関・団体の代表、関係者等5人）	大人	警察本部 少年課
「三重県版コネクションズ」による非行少年の立ち直り支援等	家庭、学校、交友等の周囲の環境や自身に問題を抱えた少年に対し、少年警察協助手、大学生ボランティア等の少年警察ボランティアや関係機関・団体等と連携し、農業体験や社会奉仕体験活動等の立ち直り支援に取り組んだ。 （平成23年3月から令和2年3月末までの間、支援対象少年：158人、支援回数：2,930回）	非行少年被害少年	警察本部 少年課
インターネット上の違法・有害情報から少年を守る対策	インターネット利用に起因する児童の犯罪被害を防止するため、携帯電話販売店に対し、スマートフォン等販売時に使用者が子どもである場合には保護者に対するフィルタリングの説明・推奨等を徹底するよう要請した。 （令和元年度、携帯電話販売店：延べ25店舗） 非行防止教室等を通じ、児童・生徒、保護者等に対してインターネット利用に潜む危険性やフィルタリングの必要性、家庭でのルールづくり等の啓発を実施した。 （令和元年度インターネットに係る非行防止教室実施回数 延べ256回、参加者数：延べ33,212人）	携帯電話事業者 小学生～高校生、専門学校生、保護者および教員	警察本部 少年課
学校薬剤師による薬物乱用防止教室「くすりの正しい使い方教室」	覚醒剤などの違法薬物の乱用だけでなく、医薬品を医療目的から逸脱した用量や用法などの医療目的以外で使用することも薬物乱用であるため、一般用医薬品などのくすりの服用方法や副作用などくすりの正しい使い方について、学校薬剤師が薬物乱用防止教育の一環として薬物乱用防止教室を実施した。 （実施校数：143校）	小学生（高学年）～高校生	医療保健部 薬務感染症対策課
薬物乱用防止教育認定講師等による薬物乱用防止教室「ダメ。ゼッタイ教室」	ライオンズクラブ国際協会334-B地区と公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが共同で認定した薬物乱用防止教育認定講師等が実施した。 啓発用ビデオやCD-ROMを活用した薬物乱用防止教育と地域のおじさんやおばさんとして、人生の豊富な経験を生かし「語り部」として、生き方「ライフスキル」を青少年に伝えた。 （実施校数：99校）	小学生～高校生	医療保健部 薬務感染症対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
インターネット社会を生き抜く力の育成事業	児童生徒のネット利用に関する知識や態度を育成するため、一問一答式の「みえネットスキルアップサポート」と、教職員がインターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等を保護者に周知・啓発するための資料「ネットトラブルから子どもたちを守るために」を県教育委員会のホームページに掲載し、その活用について小・中・高等学校等の生徒指導担当教員や各市町教育委員会生徒指導担当主事に研修会等で周知した。また、公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、専門業者によるネット上での問題のある書き込みの検索・監視等（ネットパトロール）を実施（15日間×3回）し、現状把握等を進めた。	児童生徒 教職員 保護者	教育委員会事務局 生徒指導課
青少年健全育成協力店運動	「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して子どもを有害環境から保護する取組を進めるとともに、立入調査を実施した。 （子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合：99.5%（令和2年3月末現在））	大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子ども農山漁村ふるさと体験推進事業	農山漁村でのふるさと体験活動を通じて、小学生～大学生に学ぶ意欲や自立心を育み、その力強い成長を支えるため、受け入れ地域の体制整備や体験指導者の育成を行った。 （受入地域16地区）	農山漁村地域の大人	農林水産部 農山漁村づくり課
防犯ボランティア団体等との連携による子ども見守り活動等の推進	「令和元年度防犯ボランティア団体物品支援事業」により、防犯ボランティア団体に対して防犯活動用物品の配布等の支援を行った。また、平成30年6月関係閣僚会議において決定された「登下校防犯プラン」に基づき、事業所等が通学路等において、平素の活動を通じて子どもの見守りを行う「ながら見守り」の実施を働き掛けたほか、三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の拡大など、子どもの安全を確保する活動の活性化を図った。 （令和元年度、防犯ボランティア団体物品支援事業対象団体数：5団体、子ども安全・安心の店認定数：29事業所）	防犯ボランティア団体のほか、ボランティア活動に従事する事業所等	警察本部 生活安全企画課
働きやすい職場づくり事業	誰もが働きやすい職場づくりを目的に、残業時間の削減や休暇の取得促進、育児や介護をしながら働き続けられる職場づくりなどに積極的に取り組む企業等を登録するとともに、特に優れた実績を有する企業等を表彰し、併せて優れた取組事例を広く紹介した。 （R元年度登録数：65社 表彰：4社、表彰式：令和2年1月16日）	企業等	雇用経済部 雇用対策課
働き方改革取組拡散事業	働き方を見直し、企業におけるワーク・ライフ・バランスを促進するため、セミナーの開催や優良事例の紹介などによる普及・啓発を行った。 【セミナー等の開催】 働き方改革セミナー：令和元年9月5日（津市）59名参加 働き方改革取組中間成果共有会：令和元年11月13日（津市）9社参加 働き方改革アドバイザー派遣企業の取組をまとめた動画を三重県のホームページ「インターネット放送局」で配信	企業等	雇用経済部 雇用対策課
交通安全指導者講習会	小学校、中学校、高等学校の教員を対象に、児童・生徒に対する自転車の乗り方等の交通安全指導を行う指導者講習会を実施した。（開催日：10月1日、10月29日 参加者数：24人）	大人（教員）	環境生活部 くらし・交通安全課